

令和7年第4回定例会

(第3日)

令和7年12月5日

令和7年第4回平川市議会定例会会議録（第3号）

○議事日程（第3号）令和7年12月5日（金）

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

- 1番 水 木 悟 志
- 2番 葛 西 厚 平
- 3番 小 野 誠
- 4番 北 山 弘 光
- 5番 葛 西 勇 人
- 6番 山 谷 洋 朗
- 7番 中 畑 一二美
- 8番 石 田 昭 弘
- 9番 石 田 隆 芳
- 10番 工 藤 秀 一
- 11番 福 士 稔
- 12番 佐 藤 保
- 13番 原 田 淳
- 14番 桑 田 公 憲
- 15番 齋 藤 剛
- 16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

- | | |
|------------|---------|
| 市長職務代理者副市長 | 古 川 洋 文 |
| 教 育 長 | 須々田 孝 聖 |
| 選挙管理委員会委員長 | 大 川 武 憲 |
| 農業委員会会長 | 今 井 龍 美 |
| 代表監査委員 | 鳴 海 和 正 |
| 総 務 部 長 | 對 馬 一 俊 |
| 財 政 部 長 | 一 戸 昭 彦 |
| 市民生活部長 | 小 野 生 子 |
| 健康福祉部長 | 佐 藤 崇 |
| 経 済 部 長 | 田 中 純 |
| 建 設 部 長 | 中 江 貴 之 |

教育委員会事務局長	工藤伸吾
平川診療所事務長	齋藤恒一
会計管理者	古川聡子
農業委員会事務局長	中畑高稔
選挙管理委員会事務局長	齋藤篤也
監査委員事務局長	長濱貴弘

○出席事務局職員

事務局長	今井匡己
総務議事係長	柴田真紀
主査	廣瀬陽史

○議長（石田隆芳議員） 皆さん、おはようございます。議場内での体調管理のための水分補給を許可しておりますので、御了承願います。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

本日は、一般質問通告一覧表の第5席から第9席までを予定しております。

なお、第9席、石田昭弘議員より一般質問に関する資料について事前配付の申出がありましたので、これを許可しております。

第5席、16番、齋藤律子議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（齋藤律子議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員の一般質問を許可します。

○5番（齋藤律子議員） 一般質問2日目、5番目の質問者となります、16番、日本共産党の齋藤律子です。

まず最初の質問は、1 第2次平川市長期総合プランについて、（1）これまでの取組に対する市の評価についてお尋ねをいたします。

平成29年度から令和8年度までの10年間の行政経営の基礎となる第2次平川市長期総合プランを基に、様々な取組がこれまで行われてきました。

「あふれる笑顔 暮らし輝く 平川市」を目指し、人口減少対策や子育て支援策、農業、観光振興に向けた取組、健康長寿に向けた対策など、それぞれの取組を推進していく中で、令和元年末からのコロナ禍もあり、市政運営に苦勞したことや思いどおりにできなかったことなど、数多くあったかと思えます。

第2次平川市長期総合プランにあるまちづくりの方向を定めた基本目標について、主にどのような取組に苦勞してきたのか。そして、課題として残った点など、本当は退任を表明していた長尾前市長に自己評価をお尋ねする予定でしたが、前市長は辞職となりましたので、市のほうにお尋ねをすることになりました。

以上のことから、これまでの第2次平川市総合プランに対する市の評価をお尋ねしたいと思えます。答弁をお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 市長職務代理者副市長、答弁願います。

○市長職務代理者副市長（古川洋文） これまでの取組に対する市の評価について、少し長くなりますけれども答弁させていただきます。

第2次平川市長期総合プランについては、将来像を「あふれる笑顔 暮らし輝く 平川市」と定め、この実現に向けて、3つの基本目標である「魅力あるひとづくり」、「活力あるしごとづくり」、「住み続けたいまちづくり」に沿って施策を展開してまいりました。

1つ目の「魅力あるひとづくり」では、長尾前市長の公約にも掲げていた、「子育てしやすいナンバーワンのまち」を目指し、完全保育料無料化、学校給食費無償化、そして高校生までの医療費無料化と、子育て支援にいち早く取り組んでまいりました。

そのほかにも、不妊治療に対する助成も始めたほか、にこにこBaby応援金給付に

よる出産後の経済的な負担軽減など、子供を産み育てたい環境づくりを進めてまいりました。

また、地域コミュニティー活動推進のために、地域運営組織の設立や支援を行ってきたほか、すこやか住宅支援事業による移住・定住の促進を推し進めたところでもあります。

結果として、25歳から39歳までの年代とその子供の転入が転出を上回る年が多く、子育て世帯の転入が進んだ一方、15歳から24歳までの転出超過は毎年続いている状況にあり、若者や女性の定着が課題として残っていると認識しております。

2つ目の「活力あるしごとづくり」では、当市の基幹産業である農業について、生産者の所得向上と労働力の軽減を図るため、ふるさと納税を原資としたふるさと農業応援事業やスマート農業導入支援による省力化を目指しました。

そのほか、商店街の活性化に向けた空き店舗対策事業補助金、新商品開発などを行う企業に対する支援等を進め、地域経済の活性化に努めてきたところでもあります。

また、観光面では平賀駅前通りでのひらかわイルミネーションプロムナード事業の実施や多くの観光客がにぎわう平川ねぷたまつりの誘客を図るため、平賀駅前から大浪バイパスにかけて電線地中化を行ったことにより、祭りコースが延長され、観覧スペースが確保でき、さらなる集客が可能となったところです。

令和2年からのコロナ禍により、思うような事業展開が進められなかった部分はありませんが、国の地方創生臨時交付金等を活用し、早急にコロナ対策に必要な支援を進め、経済活動の停滞による影響を最小限にとどめることができたと考えております。

このほか、尾上分庁舎の新たな利活用については、図書交流施設としての改修を行い、にぎわい創出に向けて準備を進めているところでもあります。

また、雇用の場の創出や若者の移住・定住促進を図るため、企業誘致という目標に向けてみらい戦略室を設置し、スピード感を持って取り組んでいるところでもあります。

3つ目の「住み続けたいまちづくり」では、緊急防災・減災事業債を活用し、各町会の集会施設の改築や防災拠点施設の整備を進めました。

さらには、自主防災組織の育成を図ることで、災害に強い防災体制のまちづくりが推進できたものと考えております。

また、健康長寿を目指した健康づくりの推進として、高血圧ゼロのまちモデルタウン事業が承認され、健康寿命の延伸を目指し取組を進めているほか、子宮頸がんワクチンの接種も積極的に進め、全国に先駆けて、男性のHPVワクチン接種の助成も進めることができました。

さらに、書かない窓口システムやスマホ支所を導入し、DX推進による市民の利便性向上に努めたほか、新たな公共交通として「のらっさ」の運行を開始するなど、便利に暮らす都市基盤の整備がなされたものと評価しております。

第2次平川市長期総合プランは令和8年度末までの計画であり、1年を残しておりますが、令和9年度からは長期総合プランに加え、まち・ひと・しごと創生総合戦略、そして、行政改革大綱の3つの計画を融合した仮称平川市経営戦略の策定に向けて、準備を進めているところでもあります。

残された課題を含め、今後に向けた新たな取組を整理し、引き続き持続可能な平川市を目指してまいります。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 大変成果のあった事業を並べて説明をしていただきました。

このプランの中には、やっぱり目標が設定されていまして、私もざっと見たわけですが、確かに子育てしやすさナンバーワンを掲げたこの部分は確かに大変すばらしいものがあるのではないかと思います。

その中でやっぱり苦労したこと、今回言ってもらわなかったんですが、コロナ禍はそれは世界的なパンデミックでしたので、これはもう受け入れるしかないわけですが、苦労したこと。これちょっと聞きたかったんですが、どうでしょうか。ありますか。お知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（古川洋文） 出生者数がですね、今160人ということで、私としては今までの政策を積み重ねてきた結果として、この160人を確保できてると思うんですけども、まだまだこの若い人たちに移住・定住してもらって、若い人たちにここで産み育ててもらおう環境づくりをですね、これからも続けていかなければならないと思っております。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） やっぱりこの、いろんな制度が充実しても、人口が増えない、これが一番の日本全体の問題ではないかと思っています。

そういう中で、この総合プランの中に婚活ということがずっと行われてきたんですが、今日の朝のニュースにも入ってましたが、なかなかこれどこでも低調なようです。

なぜ低調なのか。若い世代に支持されないのかということを考えれば、これはこれでまたいろいろな問題があるわけですが、ここ平川市でも目標定められていますが、これ、本当に達成しているのか。これはかなり全く達成してないと、成果上がってないと私は見えています。

また自主防災組織のこと。先ほど、「住み続けたいまちづくり」のところで掲げました。これも平成33年は100%とうたっているわけなんですけど、これも平成33年というのは令和3年。そのあとの時点でも、これは100%まだ達成してないという状況でしたので、やはり長尾前市長が残した部分ですね。その部分に対してやっぱり、もっともっと、基本的なことですから、頑張っていかなければいけないんじゃないかなと思います。

こういう形で、退任まででなくその前に辞職をしたってこと、本当に残念で。やはり、その中で議論してきたこと、まちづくりのために議論してきたこと、議会も頑張らなければいけないし職員も頑張らなければいけない。何かこう、気が抜けたという、そういう雰囲気もありますけど、ぜひまたこれは次に続けていきたいと思っておりますので、この市の見解に対しては、少し女性の登用率、これも大変低いものとなっています。

そういうことで、もっと基本をなすものがやっぱり、大きくこれから飛躍をしなければいけないなと思っております。ぜひ、続けていただきたいと思っております。

この問題はこれで終了して、次の2番目の質問に移ります。

2番目の質問は、2 熊対策についてお尋ねをします。

熊の対策については、初日の一般質問で2名、今日が2名、合わせて4名が通告をしています。なるべく内容が重ならないようにしたいと思っておりますので、よろしくお願

いをいたします。

それでは、(1) 山をはじめとする環境調査や実情把握についてお尋ねをします。

熊の被害が相次ぐ今年、全国で死に至った犠牲者は13人、これまでの最大となりました。今朝のニュースでも、雪の降ったこの12月、熊に襲われけがをしたという、そういうニュースが流れていました。

平川市では人的被害はゼロ件、目撃情報や農作物被害など、件数や食害、被害金額などは知ることが昨日の答弁でもできました。

しかし、平川市に出没の熊はどこからやってきているのか、頭数はどのくらいいるのか。生息地の山の環境などはどのようになっているのか。今後の対策を考える上で、知りたいことばかりです。

これらの調査に対して、市はどのように把握をしているのかお知らせください。

また、熊を誘引する原因の一つとされる人里や農地に放任されている柿や栗など、昨日の答弁では、伐採に補助を検討するとのことですが、それらがどんな場所にどのくらいあるのか。市は、調査、把握をしているのでしょうか。

まず、対策を講じるのなら、調査をし、実情を把握することが必要ではないでしょうか。答弁をお願いいたします。

(2) 熊の対策室(仮称)設置についてお尋ねをいたします。

熊が人間の暮らしを脅かす今、専門的見地、スキルを持った職員が必要だと考えています。

現在は農林課が熊の対策に当たっていますが兼任のようですので、恒久的な体制を強化する意味で、対策室と表現をいたしました。

対策室設置についてはどのように市は考えているのか、答弁をお願いします。

○議長(石田隆芳議員) 市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長(古川洋文) 熊対策についての御質問のうち、私からは専門的に熊対策を行う部署の設置についての御質問にお答えします。

これまでの当市における熊の出没件数については、市ホームページ上でも公表しておりますが、令和5年度が44件、令和6年度が26件、今年度はこれまでに104件あり、多い日には1日6件の情報が寄せられたこともあります。

市では、出没情報を受けた際には、直ちに防災行政無線やSNSなどで注意喚起をするほか、現地確認を行うなど、平川市鳥獣被害防止計画に沿った手順により対応しております。

担当の係は3名体制で、鳥獣対策の事務分担は2名がほぼ専任で、残り1名がサポートする形で運用しており、今年度のように、これまでにないほどの出没件数にあっても、現状では対応できているものと認識しております。

今後も、市民の安全・安心を第一義に、現在の体制によりまして各種対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長(石田隆芳議員) 経済部長。

○経済部長(田中 純) 私からは、熊の頭数調査と放任樹の把握についてお答えします。

まず、熊の頭数調査につきましては、これまでのところ当市単独では行っておりませ

ん。

しかしながら、この頭数調査につきましては、個体数調査ということで令和6年度から県主導で行っており、その結果を下北半島エリア、白神山地エリア、北奥羽エリア、北上山地エリア、津軽半島エリアと5つのエリアに分類し、県のホームページ上で公表してございます。

参考とはなりますが、昨年度の調査結果では、県全体で推定1,614頭とされ、うち当市を含む北奥羽エリアでは、おおよそ140頭が生息しているものと推測されております。

次に、人里や農地に放任されている柿や栗などの樹木を把握しているのかについてお答えいたします。

市では、今のところ、放任された柿や栗などの樹木の把握は行っておりませんが、議員御指摘のとおり、これらは熊を誘引する原因となることは認識してございます。先日の小野議員への答弁でも申し上げましたが、これを解消するための対策である放任樹の伐採、処分の支援につきまして、国や県、また、他市町村の取組を参考にしながら、実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 環境調査は独自ではやってないと。県のほうでやってるんですね。

この熊の頭数です。県全体で1,614頭のうち北奥羽エリアが140頭。随分少ないなというふうに印象を受けます。これはどういう方法でやってるのか分かりませんが。

目撃情報、昨日もいろいろ言っていました。しかし、市民の声を聞くと、いつものことだから全然通報しないと言うんです。通報すると、いつ、何時頃、どこから、どういうところから出てきてどういう方向に行ったか、そういうのみんな聞かれるわけでしょ。だからそんなことしてられない。でも実際はやっぱり熊が怖くて、りんごのもぎ取りなど人夫も頼めないと、大変嘆いているわけです。

ですからこの頭数、本当に140頭住んでいるのかどうか。これは本当にちょっと疑問に思います。

一つ私、この間いろいろな動画とか、それから熊の専門家の講演とか、そういうのいろいろ聞きました。それから小論文みたいなのも見させてもらいました。

そうすると、こういうのがあったんです。これは、まず頭数ですね。けども、捕獲ランキングというのがありまして、全国の順位が発表されたわけです。1位秋田県、2位山形県、3位岩手県、4位島根県、5位が青森県になってます。625頭だそうです。これ令和6年。そうするとこの令和6年の、今の調査と大体合致するんですが。そして、6位が福島県、7位が北海道、8位が長野県、9位が福井県、10位が新潟県というランキングです。秋田県、山形県はもう4桁になりますから、全然青森県とは比べものにならない。

で、それぞれの県の事情に対してちょっと、分析した短いナレーションが流れました。それをちょっと紹介しますと、青森県は、人の暮らしと森の境界が静かに溶け始めている。こういうことです。

今、熊の対策に対して対応しているのでそう問題はないような答弁でしたが、私はこれが一番すごい恐ろしい。こういうときにやっぱりきちんとした専門的な見地を持って

対策していかないと、どんどん増えて、もう、市街地にも出てくる。ああいうふうになるのではないかと恐怖を持っています。

そういうことで、出没してる件数も、今年は増えたけど、そんなんでないって。この増え方がどういうふうなのか、目撃情報がちゃんと全部伝わって市のほうにいないわりに、こんなにもあるということは、令和6年は26件ですよ。ですからそういうことを考えても一気に増えてるわけですね。ですからここら辺でどうするのかですよ。

それから、柿の問題も、伐採をするってこれもまた、山の周辺にあるの全部その伐採しても、それが緩衝地帯の役割を果たして、その柿がなくなったら下のほうの柿に、市街地にある柿に下りてくるわけです。ですからこれも専門的な、そういうスキルを持った、知見を持った、そういう方が判断をしてやらなきゃいけないということなんですよ。

そういった場合に、(2)の対策室というのは、大げさに聞こえるかもしれませんが、それを強化していかなければいけないと私は思って、今質問をしているわけです。

頭数も本当にこれ少ないし、そういう点では、やっぱり専門の職員、もちろん今のいる担当の職員に勉強してもらって頑張ってもらうのもありますが、ここの強化ですね、どう思っていますか。頭数少な過ぎませんか。

それから、スキルを持ったそういう職員の強化。これで十分ですか。兼任してるわけですよ。専任ってさっき言ったんですが、これどうなってるんですか。兼任してるんですよ。違う仕事もしてるんですよ。そこ、もう少し述べてください。

○議長(石田隆芳議員) 経済部長。

○経済部長(田中 純) この鳥獣被害防止のための担当、専任が1名。で、ほぼ専任、軸足をこの鳥獣被害に対して対応している者がほぼほぼ2名。1名は専任でございます。もう1人は係長でございまして、いろんなほかの仕事ももちろんするわけですが、今年みたいな出没件数が多い場合はですね、軸足をほぼほぼ、この熊の対応にということで、対応させていただいている状況でございます。

○議長(石田隆芳議員) 齋藤律子議員。

○16番(齋藤律子議員) まずこの、専任といっても違う仕事もしているわけですね。そうするといろんな仕事が入ってくると大変じゃないですか。

ここに専任を置くって一つはまだその被害が出ていないからだという、そういうこともあるかもしれませんが、今のうちに私は準備しておくために、ここを強化してほしいと言ってるんです。

今少ないって言うけども、やっぱりこの冬出産するわけですね、熊が。そして、一緒に子熊もついてきてるわけですよ。その子熊が何を学んでいるかですよ、学習しているか。

平川市はあんまり怖くないなと思ってるかもしれません。やっぱり、たくさん増えればただ捕獲すればいいというものでもないです。ですから、やっぱりちゃんとそのすみ分けができる、そういうことも必要ですから調査も必要だし、人員も強化しなきゃいけないって言ってるんですよ。

ここに対しての見解。他県のように出没が頻繁でないから、あんまりそう、部署の新設など考えてないということなんでしょう。この部署を新設するかどうかははっきり言ってませんが、言ってませんね。それは今で間に合ってるってことの解釈でよろし

いんですか。もう一度。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 少し先ほどの答弁にちょっと分かりにくいところがありました。あくまでも今年みたいな多い出沒が見られるときは、担当係としては3名いるんですけども、ほぼほぼ専任として2人、係長も含めて対応してございます。

ただ、先般、小杉地区で起きたような市街地での出沒。そういうときにはですね、農林課全体が協力し合って対応してございますので、不足してないという意味合いでお話しさせていただきました。

これから今後でもですね、出沒件数増えていく可能性もございます。なのでそういうときには、農林課含めてほかの他部署の、関係部署の力も借りながらですね、対応してまいりたいと思っております。

また、先ほど答弁漏れございました。140頭、少なくないかということもございました。その調査に関しましては、県独自で行っている調査でございますので、140頭、それなりの根拠があつての数値でございます。

ただ、私たち担当部署の職員からの視点で考えますと、少ないのかなとは私も思っております。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） それではちょっと方向を変えて。

先ほどりんごの被害など、それから昨日の質問でも、ニンジン畑の被害など、熊がニンジンを食べに来る。そういう農作物の被害もたくさんあるんですが、でも、今考えると、そういう食べる物があるからそこでとどまっている。これが緩衝帯になっているのではないかなと考えます。

そういうことで、これがですね、なぜ環境を調べるかっていうと、高齢化によって離農したり、それから山林に近い畑が作るのをやめたりした場合にですね、熊がやっぱり人里に下りてくる。

こういうので、環境調査。やっぱり市として、それ県ではやってるかもしれないけれども、こういうこともやっぱり、どこがこれ危ないとか、そういうこともちゃんとやっぱりやらなければいけないと思うんですが、これはどうですか。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 議員御指摘の緩衝帯につきましても、どういうふうに捉えて、どういうふうに対応していけばいいのか、そういう専門的なスキル。この熊対策において、平川市のような地域の実情に応じた対策を講じるためには、それぞれの環境を調査して、環境に基づき、熊を寄せつけないという環境づくりも必要となります。

これを推進していくためには、齋藤律子議員先ほどから御指摘のとおりですね、専門的なスキルを持った人材の確保は、とても有効だと私も考えてございます。現在のところ、先日の答弁でも申し上げましたが、国や県の支援の詳細が示されておらずですね、慎重にならざるを得ない状況であつて、これから、国、県の動向を注視しながらですね、そういう人材の確保や活用など、支援の具体が示された際には速やかに対応することとしていきたいと思うことと、あとは、今できる緩衝帯の対応につきましても、中山間組合による休耕地などの草刈りが一つの例でございますが、こういうところでもですね、引

き続き対応してまいりたいと思いますので、御理解いただければと思います。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） この熊の対策の先進地である兵庫県の豊岡市ですね。やっぱり公務員として、ガバメントハンターも採用してるんですね。会計年度任用職員で募集をしてるっていうのも、最近のニュースで出ております。

そういうことから、この緩衝帯を熊が下りてこないように、それも専門的なやっぱり知識を持って、ただ木を切って伐採してその見通しをよくするんじゃないなくて、きちんとそういう法則にのっとったやり方でやってるといふ、そういうニュースも見ました。

ぜひ、スキルのある、磨くのも必要です、それからそういう専門知識を持った人の採用。それも併せてやっていただきたいと思います。

ちょっと県も遅れているかなと。私は青森県の対策、これからやっぱりどんどん、今5位にいますが、捕獲ももう取り返しつかなくなってくるわけですからね。自然のことですので分からない部分もありますし、ぜひ皆さん力を合わせて頑張ってもらいたいと思います。

それでは3番目の質問に移ります。3 生活保護基準引下げ（いのちのとりで裁判）の最高裁判決に対する市の見解について、お尋ねをします。

平成25年度から平成26年度、平成27年。この3回に分けて行われた生活保護基準の改定により、生活保護費の基準が平均6.5%、最大で10%の引下げとなりました。

生活保護基準は様々な社会保障制度の基準の基になっており、国民生活の最低生活水準となっています。厚生労働省によると、47の制度の基になっているとのこと。

労働者の最低賃金。税金でいえば住民税非課税、地方税の減免、滞納処分の禁止。教育分野では就学援助、保育料の減免、高校等奨学金、私立高校、大学等授業料減免。医療は国民健康保険税、保険料もそうですがその減免、高額療養費。介護では介護保険料の減免、介護自己負担限度額。それから福祉分野では障害者福祉サービス自己負担限度額、難病患者の医療費減免。そして公営住宅の家賃減免などです。

生活保護基準引下げに対し、生活保護利用者は生存権を脅かす違法として、全国29地裁、31件で提訴しました。1万人を超す審査請求、1,000人を超す原告で十数年間争われた裁判において、令和7年6月27日に最高裁より生活保護費の減額処分を取り消す原告勝訴の判決が言い渡されました。

平川市の生活保護制度利用者の方々にとっても、生活保護基準引下げは暮らしに大変厳しいものだったと当時を思い出しています。

生活保護基準引下げは、本来制度を利用できたであろう人が、利用できなかった場合もあったのではないかと推測ができます。

判決を要約すると、平成25年から平成27年の生活保護基準引下げは違法。処分を取り消すという中身ですが、90億円削減のゆがみ調整や、580億円削減のデフレ調整、こういうものも含まれておりますが、この生活保護行政に携わる平川市として、最高裁判決に対する見解をお伺いしたいと思います。答弁をお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（古川洋文） 生活保護に係る御質問については、健康福祉部長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤 崇） 生活保護事務は、相談や助言、保護の決定等は市が行っておりますが、保護費の額については、国が定めた基準額に従って支給を行う法定受託事務であるとされております。

今回の最高裁判決は、平成25年の基準額を改正する際の考え方やそのプロセス、過程について、過誤や欠落があったとする判決であると認識しております。

市としては、国が決定した基準額に基づいて保護費を支給するものであり、基準額決定の過程に関して市は申し上げる立場にはございません。

当市が生活保護事務を進めるに当たっては、これまで同様に、保護を必要とする方が適切な保護を受けられるよう、また、保護費の支給に当たっては、国が定めた基準に従い、正確かつ速やかに事務を行っていくことが重要だと考えております。

なお、令和7年11月21日付厚生労働省より、最高裁判決への対応に関する専門委員会報告書等を踏まえた対応の方向性が示されました。

またその対応について、自治体への説明の機会を設ける予定とのことでもございましたので、具体的な対応が示された際には、速やかに事務を進めてまいります。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 国からの法定受託事務なので、国の言うとおりにやるだけだと。簡単に言えば、こういう御答弁だと思います。

そういうことで、見解は、市が申し上げる立場にはないということですが、これは一番市がその実態を把握してるわけですよ。そういうことでは、機会を捉えて意見を言うのは当たり前だと思うんですが。いろんな、市長であれば全国市長会とかいろいろありますね、出ていく場合。そういうところでもちゃんと知事会もそうだし、そういう意見をしゃべっているわけです。

この説明の機会が今度あるということで通知を受けているようですが、そういう機会にでもね、やっぱりちゃんと疑問に思ったこと、国に対してどうのこうのというよりも、利用者が困っていることに対しては意見言えるんじゃないですか。そういうことも全く、これは関知しないという、受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤 崇） あくまでも市としましては、国が定めた基準に従って事務を行っていくという考えであります。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） それはそうですね。でも利用者の苦しみとか、そういうものをやっぱり述べる機会があると思うんですよ。

平川市の、ちょっとつくってもらったんですが、この生活保護基準の引下げが行われた後、この保護率が減ってるんですね。

これは、1人ずつ調べれば大変時間もかかるし、そこまではいろいろと要求しませんが、保護率がなぜか下がっている。そして、例えば保護基準を満たさないとちゃんと受けられないわけですから、却下されたり、そんなことも多かったと。

私もそういうことに携わってきましたので、決まりは決まりで、それに基づいてやるわけですからそうなるんですが、大変生活保護受給をするのが難しい。この期間だった

と思っています。

これ以上しゃべっていても、国の言うとおりにやるしかないということなので。

しかし、国の制度でありながら、市も持ち出しているわけですね。市も、これが合併のとき、市を名のれば福祉事務所が持てると。これが最大のメリットでした。ですから、市に対してでもちゃんと財政負担があるわけです。そういうことでは、財政負担4分の1であってでも、意見を言うのは、聞いたりするのは、疑問を投げかけたりするのはできると思います。

それはそれで、一応そういうことですから、これからは何でこう減っているのか。平成26年度とか、保護率も減っていますね。平成27年度とか、こういう措置が、引下げが行われてから減っているんです。

大変こう、1本の缶コーヒーを買うのも大変だと。お友達が入院しても見舞いにも行けない。亡くなっても香典も出せない。もう、そんな厳しいものでしたからよく覚えています。そういうことで、これからは福祉行政に携わっていただきたいなど。

ここを引き下げると先ほどの47の制度。全部いろいろ通達が出て、引下げは駄目ですよ、後のこの制度は駄目ですよとは言われていますが、やっぱりそういうことにも影響していくわけですので、何とかこの、国のそういうことには直接意見言えなくても、やっぱり実態を述べたりする、そういうことはできるんじゃないかと思います。

これ以上言ってもそのままになりますので、次の質問に移ります。

4番目の質問に移ります。4 地方創生2.0平川市の未来を切り拓くまちづくり戦略Ver. 1の進捗状況についてお尋ねをします。

今年の2月7日の議案説明会において、今回質問をする地方創生2.0平川市の未来を切り拓くまちづくり戦略、これについて説明がありました。

市の説明によりますと、市制施行20年の契機に、さらに発展を目指すため、みらい戦略室を設置し、「食・農・観の拠点整備構想」、「平賀駅前通り賑わいづくり基本構想検討業務」、「企業誘致戦略プラン策定支援・ニーズ調査業務」、それから「スマートインターチェンジ整備可能性検討調査業務」の4つの戦略事業に取り組むとのことでありました。予算もついています。

そこで、これまで述べた4つのまちづくり戦略事業について、現在の進捗状況をお知らせください。答弁をお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（古川洋文） まちづくり戦略事業の進捗状況についての御質問は、みらい戦略室長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員） みらい戦略室長。

○みらい戦略室長（對馬一俊） 4つのまちづくり戦略事業の進捗状況についてお答えをいたします。

まず、「食・農・観の活性化拠点整備構想」につきましては、導入機能や規模、候補エリア、概算事業費など、構想案の検討を進めており、今月中旬になりますが、サウンディング調査を行うこととしております。このサウンディング調査では、民間事業者との対話を通じまして、導入機能への意見、収益を生む運営方法のアイデア、事業への関心などを把握し、その結果を踏まえて、年度内に拠点整備の方向性を整理する予定とし

ております。

次に、「平賀駅前通り賑わいづくり基本構想」につきましては、市民ワークショップ、若手職員ワーキング、それから検討会の3つの組織を立ち上げ、これまでに市民ワークショップを2回、若手職員ワーキングと検討会をそれぞれ1回ずつ開催しております。各会議では、平賀駅周辺の将来像やまちづくりの方向性を議論しており、今後は将来像を実現するための取組内容について検討を深め、年度内の構想策定を予定しております。

続いて「企業誘致戦略プラン」につきましては、企業立地ニーズ調査や立地動向分析をおおむね終えたところでございまして、今後はターゲット業種の設定や具体的な誘致策を整理し、年度内のプラン策定を目指しております。

最後に、「スマートインターチェンジ整備可能性調査」につきましては、現況整理や交通量推計のほか、スマートインターチェンジを整備することにより、利便性の向上が期待される施設の利用者を対象としたアンケート調査を進める段階に来ております。今後は、費用対効果を試算するなど、来年度以降の関係機関との協議に向け、必要性を整理してまいります。

以上、4つのまちづくり戦略事業はいずれも着実に進捗しており、今後も地方創生2.0の実現に向けて、戦略的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） まず、着実に進んでいるということですね。

それで一つ、4つのことに対して述べてくれましたが、これに対して質問をしたいと思えます。

この拠点施設です。今、サウンディング調査が12月中旬行われるということで、年度内には決まるということですね。

それで、2つ目、ねふた館の、ここが駅前通りのにぎわい。これが基本構想検討業務、このねふた館がどうなっているのか、どういう話になっているのか、お聞かせ願いたい。

それから、3つ目は企業誘致。これは、一応どういう業種がどうのこうのっていうのはこれからあれだけでも、年度内に決まるということですね。まず、平川市としてはどういふものを誘致したいと思ってるのか。この基本的なことも、ちょっと聞きたいなと思ってます。

あと、スマートインター。これはどこにつなげるかでまたこの構想全体に関わると思うんですが、それをどう考えているのかということですね。その大きな枠としてはどこの場所だとは、それは言い難いかもしれないけれども、そういうつなぐ場所によってやっぱりいろいろ違ってくるわけですから、基本的なことでもいいですので、この4つについてお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） みらい戦略室長。

○みらい戦略室長（對馬一俊） 4点ほど御質問ございましたが、まず大きくはねふた展示館に関して拠点施設、それから平賀駅前。これ2つに関連することになるかと思えます。これからねふた展示館の場所については、先ほど申し上げたとおり、サウンディング調査、そういったもので検討を図ってまいりますし、駅前周辺の構想づくりの中では、そういった市民ワークショップの中で、いろいろ案が出されております。

ですので、ねふた展示館の整備場所につきましては、2つの事業ですね、食・農・観

の活性化拠点、それから平賀駅前のにぎわい構想、その2つの構想の中で最終的にどこにしようか、規模をどうしようかというところが、構想の中に盛り込まれていくものと、私認識をしております。

それから2点目でございますけれども、企業誘致に関しまして、どういった業種、ターゲットを考えているのかという御質問ですけれども、今回1,000社ほどに対してアンケートを実施しておりまして10%、約100社から回答を得られております。

その中で一番回答が多かったのが製造業でございますけれども、やはり今の現在の当市の立地状況を鑑みれば、なかなか今すぐ立地することは難しいと。ただ条件次第だという回答もございました。そういった中で今、コンサル側、一般財団法人日本立地センターというところなんですけれども、そこいろいろやり取りしている中で、やはり今の時代の潮流、しっかり捉えることが必要であろうということでターゲットとする業種につきましては、半導体関連産業、それからデータセンター、そして当市の基幹産業、農業でございますので食品関連産業、それから物流関連産業、こういったところをターゲットとする方向で検討を進めているところでございます。

それから最後、スマートインターチェンジにつきましては、当然ながら今現在、この場所だという段階ではございませんが、複数のポイントを委託業者のほうから示されておりまして、やはりどのポイントが、いわゆる当市にとって有効なのか。あるいは国、あるいはNEXC O側で事業判断をするわけですので、どのポイントに接続すれば利用者、国、NEXC Oあるいは市にとってよいのかというところをしっかりと今、委託事業者と検討を加えており、それをもって来年度以降、ちょっと勉強会に入っていこうというふうに考えております。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） まず、大体分かってきたことは、駅前通り、ねぶた館、拠点施設、こういうのが大体思い描くことができる答弁でした。

それと、このアンケートを1,000社に取って10%近いところからあったということですが、この100社。この中でどういう、半導体とかデータ関連とか食品関連とか物流とか言いましたが、どこが一番寄せてくれたところ多かったですか。それをお知らせください。

スマートインターは、当市にどこのポイントが、メリットがあるのかということではあれなんですけど、やはりそういうことを公開をして、一応決まってしまうからこうなりましたでなくて、やはりこういう議論の場が必要じゃないかなと思って今回質問させていただいたんですが、そういうことも含めて今、数点ありますがこれに対して御答弁をお願いします。

○議長（石田隆芳議員） みらい戦略室長。

○みらい戦略室長（對馬一俊） 企業誘致に関するアンケートの回答業種というか、回答された事業者の内訳というふうに趣旨を理解しましたのでお答えしますと、ほぼほぼ回答をいただいたのがですね、やっぱりそういう半導体関連とか、そういったものは一切なかったです。ただ、市内の1業者からは回答があったくらいで、市外、県外からの反応は全くなかったです。

やはりあったのが、製造業、そして食品関連というところで、県外というよりも県内の事業者が多いというふうに捉えております。

こういった御回答でよろしかったでしょうか。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） そのアンケートが来たところは、県内の事業者が多かったということで、理解していいでしょうか。

あと、一応、平賀駅前のにぎわいをということで、そこにやっぱり食・農・観、それからねふた館、そういうものをやるっていうことでの理解でよろしいでしょうか。お知らせください。

○議長（石田隆芳議員） みらい戦略室長。

○みらい戦略室長（對馬一俊） ねふた展示館とか、そういった拠点のほうは駅前通りでいいのかという趣旨の御質問だろうと思えますけれども、これ先ほどから答弁しておりますとおり、候補としては駅前になる可能性もございますし、食・農・観の拠点については、駅前というよりはやはり幹線道路沿いがやはり候補地となろうかと思えます。ですので大浪線であるとか、102号線であるとか、7号線沿い、そういったところが候補地エリアとなろうかと思えます。

ですのであくまでも現時点では、ねふた展示館が駅前に来るだとか、そういったところはまだ決まってないというところです。

ですので、2つの活性化拠点とにぎわい、駅前のほうの基本構想ですね、その中でねふた展示館は箇所が決まっていますし、全くもって平賀駅前と食・農・観の場所は、全く別であるというふうに御理解いただければと思います。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） いずれにせよやっぱり、市がどういうこれからの未来を築こうとしているのか。いろいろな、そういう周りの仕事にしている、そういう方たちから意見を募るのもいいですが、どのような市の未来を考えているのか。それに対してやはり、市の意見を、強力な意見を聞きたいと思ったんですが、まず、そこはちょっと聞けなかった感じがします。

いずれにせよ、3月、年度内にということが多かったので、できれば早めに教えて、議会でも議論させていただきたいと思っています。

以上、これをもちまして私の一般質問は終わります。

○議長（石田隆芳議員） 16番、齋藤律子議員の一般質問は終了しました。

午前11時15分まで休憩とします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（石田隆芳議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第6席、4番、北山弘光議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（北山弘光議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員） 北山弘光議員の一般質問を許可します。

○4番（北山弘光議員） おはようございますと言うのはちょっと時間が大分たちまし

たので、こんにちは。

ただいま議長より一般質問の許可を頂きました、第6席、議席番号4番、美しいふるさとを目指す美郷会の北山でございます。通告に従い、一問一答方式にて質問させていただきます。

質問に入る前に、毎日のようにテレビを見ますと、必ず熊のことが入ってます。

熊に襲われて命を落とした方、またはけがをした人いろいろありますが、命を落とした方には、心より御冥福をお祈り申し上げますとともに、けがをされた方は、一日も早い回復を願っている次第であります。

それでは、熊に対する質問でございますが、本日のこの議会、私で4人目でございます。非常に熊が旬でございます。旬なのでおいしいとは言えませんが、これ本当に災害です。災害には地震災害あったり、それと洪水だったりと思っていましたが、この熊に対するこの災害。命を落としたりけがをする人、こういう人たちが出て、自然災害の一つじゃないかなあと私は思って今日の質問に至りました。的を正すのかどうするかちょっとずれるかもしれません。でもちょっとお許しただいて、1 熊出没時における対処について、(1) 緊急銃猟時の手順についてお伺いしたいと思っております。

先般ですね、11月26日の東奥日報に緊急銃猟手引き案初提示。すばらしいですねこれ。県市町村に冬熊出没備えようという見出しですばらしいあれなんですけども、青森県で弘前市と我が市、この2市だけが緊急銃猟に対してのマニュアルを製作したと。すばらしい。私はこの対応の早さ、これにはやっぱり、長尾前市長のやっぱり先見の明、これがやっぱりあったんじゃないかなと思うんです。

この平川市と弘前市のこのマニュアルを今度たたき台にして、各市町村がこれからつくるということで載っておりました。そこにおいて、県が示した緊急銃猟マニュアル案のポイントというのが、東北野生動物保護管理センター代表の宇野さんという方のあれが載ってまして。一番として緊急銃猟の4条件を明確化というのがありまして。熊など危険鳥獣が生活圏に侵入、生命の被害を防ぐため緊急処置を講じる必要がある、銃猟以外の方法で捕獲することが困難な場合、銃猟により人へ被害を及ぼすおそれがないなど。それからもう一つ、あと二つあるんですが、緊急銃猟ができる捕獲者をリスト化。3つ目として緊急銃猟を許可する人、対応する人の役割の明確化とか、こういうことがどんどん載ってたんですが。私がまず一番先に質問をしたいのは、熊が出没したときに、つくった対応マニュアルに沿って行動すると思いますが、その中で、現場で熊を発見してから緊急銃猟実施の指示までどれくらい時間がかかると想定するかをお聞きしたいと思います。

それはなぜかという緊急銃猟の場合ですので、いろいろ後で再質問の中で、緊急銃猟のマニュアルをちょっと検索したいと思いますけども。あとそれと、これたしか訓練しているということなので、大体、例えば発見の通報から、要するに現場までどういう体制ですと出動ができるのか。そういうのをちょっとお聞きしたいと思います。

また現場での指揮についてですが、警察と自治体のうち誰が主に指揮を執るのかということでも聞きたかったんですが、これは各自自治体の長、要するに市長とか副市長とか、そういうふうな指示で撃たれるということが言われてましたので、ここのところは別にいいです。

さらに、一番私が気にしているのは夜間です。夜間についての熊の出没。私、T i k T o kというちょっと、何つうのSNS、それをちょっと見るんですが、その中にですね、人感じゃないんですよ。体温。体温によって熱感知。それによって見える、要するに自衛隊とか軍隊とかよく使うんですが、夜間を見れる双眼鏡みたいなやつで個人の方がアップしてるんですよ。それを見ると夜間、ちょうど今、米の収穫終わりましたけども、米なんか食ってるんですね。一番多いのが、多かったのが確か1枚の田んぼに11匹の熊。びっくりしましたね。11匹ですよ。で、ライトばあってまた当てた瞬間、熊がぱっと立ち上がるんですね。真っ赤に目が光って。やっぱりそういうのを見ると、田んぼの近くには必ず家があります。家のすぐ近くまで熊が来てるということです。

ということで、夜間時の対応と併せてお伺いしたいと思います。

2つ目として、動物愛護団体等への対応についてです。

よくテレビでも見るんですが、これ今すごいですね。愛護団体から熊殺さないでとか、いろいろ我々熊がすぐ出没するところに、生活している者っちゅうのはやっぱり農作物だとか人命を取られたりとかそういうことがされてるわけです。

他県では熊を捕殺した場合、動物愛護団体などから苦情の電話が殺到したり、業務に支障を来していると聞いたことがあります。地元住民の目線で私も言わせてもらおうと、人の命が一番大事であり、そういった苦情には毅然とした態度で対応してもらいたいと考えています。

当市でも7月に市街地で捕殺を行いました。これテレビで放映されています。そのときにこの苦情電話があったものか、どういう対応したのか、お答えお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 市長職務代理者副市長、答弁願います。

○市長職務代理者副市長（古川洋文） 熊出沒時における対処についての御質問は、経済部長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 緊急銃猟時の手順についてお答えします。

初めに、熊発見から緊急銃猟実施までの所要時間についてでございますが、緊急銃猟実施の決定までには、議員御指摘のとおり、本年9月に策定した市のクマ類等市街地出沒対応マニュアルに定められた手順に従って実施いたします。

マニュアルでは緊急銃猟の実施に当たって、議員からも御紹介ございましたとおり、4つの必須要件を定めており、1つ目の要件は、危険鳥獣が人の生活圏に侵入すること。2つ目が、緊急性が認められること。3つ目が、銃猟以外の方法での捕獲が困難であること。4つ目が、弾丸が人に危害を及ぼすおそれがないこと。以上の要件を全て満たす必要があります。

これらのことから、緊急銃猟を実施するためには、熊が出没した場所周辺における人の立入制限や住民避難等が必要になり、その所要時間は場所、状況、場面などによって異なるため、一概に何分とは言えない状況であります。ただし、参考的な時間といたしましては、熊被害対策の部署である農林課が11月5日に実施した、集落の外縁部に出没した熊に対する緊急銃猟を想定した机上訓練では、立入制限や住民避難が整い、市長から許可を得て現場の職員が緊急銃猟実施を指示するまでの時間を30分程度と想定してございます。

また、その際の初動等も含めた出動につきましては、通報があり場所が確定し、猟友会や関係機関との情報共有が完了し次第、または行ってる最中にですね、携帯電話等々で連絡が取れる場合は、速やかにマニュアルに沿った班編成により出動することとしてございます。

次に、夜間出没時の対応についてお答えします。

夜間に熊の出没があった場合、その通報は通常であれば、警察や一般市民から本庁舎の宿直者である警備員が一報を受け、その内容を農林課職員へ連絡することとしてございます。その後、農林課が定める緊急連絡網により、農林課及び関係課職員を市役所本庁舎に招集しまして、平川市クマ類等市街地出没対応マニュアルに沿った対応をすることとしてございます。

参考とはなりますが、夜間の銃器使用につきましては、鳥獣保護管理法で制限されており、通常では銃器による駆除ができないとされてございます。ただし、緊急銃猟において銃器を使用する場合は、この制限が除外されることとなっておりますが、その条件として特別な講習を受けて県から認定された者でなければならぬとされてございます。現段階においては、県内ではこの認定を受けた方はおらず、夜間の銃器使用ができる環境は整っておりません。現状での夜間の熊の対応につきましては、熊周辺に規制をしき、日の出まで監視を続け、明るくなるのを待ってから緊急銃猟を実施することを想定してございます。

次に、熊を駆除した際の苦情対応についてお答えいたします。

本年7月1日の小杉地区における熊駆除の際には、電話による苦情が1件、電子メールによるものが1件ございました。いずれも熊の駆除に対する抗議と駆除以外の方法による対応を希望するといった内容でございました。

これに対し、市の担当職員より担当部署として、まず初めに鳥獣保護を基本の考えとして御説明さしあげた上で、当時の状況から、市民の安全・安心を最優先に考えた結果、最善かつ唯一の判断でありやむを得なかった旨を説明してございます。苦情の申立者は納得していなかったものと思っておりますが、今後同様の事案が発生した場合も、緊急銃猟実施の趣旨について丁寧な説明を行ってまいります。

○議長（石田隆芳議員） 北山弘光議員。

○4番（北山弘光議員） 大体内容分かったんですが。それでは、再質問としてちょっとマニュアルですね、これマニュアルのあれをちょっと検証しながらちょっとこう、緊急につくったんじゃないかなろうかという要素がいっぱいあって、これから恐らく直していくものと私は考えていますが。ただ、一応の順序立ての関係をちょっと言わせてもらおうと。

6ページお願いします。この6ページで安全管理と現場出動。これに関してですね、一番下のほうに米印。農林課から先発隊が現場へ急行。同時に二次隊、三次隊派遣準備。二次隊以降は、必要物資。無線、誘導灯、証票ちゅうんですか、とドローン等の運搬も行う。注意喚起のための職員の派遣や広報車両の出動準備を総務課に依頼する。

一番最後、ちょっとやばいんじゃないかなというところが順番としてですね。私は地域、周辺地域への車両で先にやっぱり避難させるとか。目撃情報がありました、例えば家に鍵かって、建物の家の一番真ん中の部屋に避難してくださいとか、やっぱりそうい

うことが必要じゃなかろうかつちゅうことで、広報車両が一番先に行かないと。これやっぱり安全を確保できないことになるんじゃないかと思います。その辺のところ、ちょっとどう思いますか。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 平川市クマ類等市街地出没対応マニュアルにつきましては、緊急でつくったものではございますが、この作成に関しては7月1日に小杉地区で熊が出没したその後、7月2日から9月1日の施行に向けてですね、つくり上げたものでございます。なので、緊急的、付け焼き刃でつくったものではございません。

しかもですね、県から発表された緊急銃猟に関するマニュアルも照らし合わせて、もう既にアップデートを二、三度行ってございます。その上でお話しさせていただきます。

今、議員から御指摘のあった6ページ目の一番下の注意喚起ところなんですけども、この米印のところは、同時に二次隊、三次隊って書いてありますとおりに行います。

通報があった際にですね、すぐ、昨日からの答弁でも申し上げましたとおり、情報共有、市民に対しての安全確保のお知らせ等々、防災無線やメール、市公式LINEによる周知、これについては一番先に行う予定となっております。

これまでもそのように対応しておりますし、この後も市民の安全・安心を最優先に考えていくものでございますので、ここの表記につきましては少し分かりにくい表記になっているとしたらですね、少し修正の必要があるかなと思いますが、手順としては今私が申し上げたとおりとなっております。

○議長（石田隆芳議員） 北山弘光議員。

○4番（北山弘光議員） やっぱりそういうふうにしていただければ本当に安心かなあと。ただこの場合ですね、広報車に例えば緊急を要する場合は、例えば銃を持った方とか、それから職員は当然いるんでしょうけども、警察官そこにすぐ乗っていけるものなのかそれはちょっと分からないんですが、猟友会の方とか、そういう、何名とか、というあれは大体構成はどういうふうになっているかちょっとお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） このマニュアルにつきましては、表面上で見えるところは市役所の動きしか見えていないように見えるんですけども、このマニュアルにつきましては、あくまでも猟友会も含めた、あと連絡協議会で全て同時に動くこととしてございますので、現場に到着するのはむしろ、場合によっては私たち経済部の農林課よりもですね、猟友会さんのほうが早く現場に届く可能性が高いと考えてございます。そういうところでは安心できるのかなと思います。

○議長（石田隆芳議員） 北山弘光議員。

○4番（北山弘光議員） なるだけそうしてもらいたいものかなあとと思うんですが、そこで例えば班ですね、班編成でやるのか。例えばこの猟友会が何名、市役所職員が何名、警察官乗るか乗らないか分からないんですけども、そういう構成人数。これしっかりちよっともうちょっとしっかり教えてもらえればなあとと思います。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 人数につきましては、何人という取決めはしてございませんが、必ず複数名で対応することとしてございまして、出没して対応が必要になったとい

う場面においては市役所に残っているメンバーの人数、あとは猟友会であったり各関係部署、警察もしっかりですけども、そのときに出勤できる人数は流動的なものでございますので、明確な人数はお答えしかねるところで御理解いただきたいと思っております。

○議長（石田隆芳議員） 北山弘光議員。

○4番（北山弘光議員） そうするとですね、熊が出没。1か所だったらいいんですけども、2か所3か所が同時に出没したという場合にはどういう対処の仕方をしますか。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 7月1日、小杉地区に出没したケースでお話しいたしますと、熊が当初ですね、結果的に1頭ということでしたが、途中で複数の通報がございまして、離れた地区で2か所ということが報告されたこともありまして、発見には至らなかったんですが、発見までには2手に分かれてパトロールと警戒を行ったという実績がございます。

よって、その状況が3頭4頭となる可能性はなきにしもあらずでございますが、通常は1頭もしくは2頭、1か所2か所の対応になるので、そこについては対応できる範囲内と想定してございます。

○議長（石田隆芳議員） 北山弘光議員。

○4番（北山弘光議員） 今のところは対応ができていくということで、その辺のところはそれで一安心にはなります。ただ一応、自然動物が相手ですからね、どういう動きがあったりどういうふうになるかまず分からない。

ただ私がこれから一番危険かなと思ってるのは、穴知らず、穴持たず、要するに冬眠しない熊。これが冬期間でもやっぱり出る可能性がありますので、これってやっぱり大体見ると、私の調べによると大体痩せてるんですよ。

もう冬眠している熊っちゅうのは、もうおなか地面につくぐらい、ば一と膨れ上がって、要するにそういう熊は恐らく冬眠はできてます。でも、恐らく冬眠しない熊。これはやっぱり、恐らく冬でも活動するであろうと、いろんな大学の先生とか、熊に関係する人はみんな言ってます。やっぱりそういうところもあって、冬期間もこれは気が抜けないんじゃないかなと、私はそういうふうに考えました。なのでこれやっぱりそういうところもしっかり調査して、お願いできればなと思っております。

11ページ、ちょっとお願いしたいんですけども。この熊が出た場合の追い払い。それから捕獲、これは箱わな。それと猟銃。それから捕獲、これ麻醉銃。こういうふうにあるんですが、全部ここに必ず書いているのは複数人で行動するというふうに書かれてあるんですが、この複数人の人数、大体。だから先ほど言った、私質問したの。やっぱり銃を持った方、それから事務職職員と、やっぱりそういうところの人数を何人でこれ編成していくのかっちゅうのがここなんですよ。

これを把握しないことには、要するに猟銃を持った方、緊急ですから、やっぱ殺すのが前提。それをあれしてると思うんですが、追い払いとかこれ大丈夫なのかな、できるんですか。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） ここに書いてある複数人というところは2人以上と。複数人というのは2人以上になります。

ただ1台の車に乗る、例えば経済部で所管してる車が3台ございまして、2台軽自動車なので4人までと、1台は5人乗りの車と。その車にそれぞれ2人ずつが乗ってですね、現場に集まることになりますので。現場においては複数人によるチームが何チームも集まります。なので、例えば先ほど申し上げました、2か所3か所と現場が分かれた場合は2人1チームがですね、パトロールに行つて上から下からといって挟み撃ちでパトロールするとか、そういうことを考えてございますので、一つの固まりが2人以上。それが現場に集まれば6人になったり8人になったり。緊急銃猟を行うときにはですね、10人単位の大きな人数が必要になります。実際7月1日のときも20人近くの隊員がですね、現場に向いて対応してございますので、そういったイメージで考えていただけたらと思います。

○議長（石田隆芳議員） 北山弘光議員。

○4番（北山弘光議員） それで一安心しました。それがないと、あと、ただ一つですね、一番ちょっと問題かなと思ったのが銃を持った方。これってふだんこうやって現場に向かうとき弾装填してますか、してませんか。現場へ着いてから装填するのかお知らせくださればと思います。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） お答えしたいんですけど私、銃猟の免許を持ってなくてですね、その理解は不足してございますが、そこについては今もう少しお時間ちょうだいいただければ、調べさせていただきます。

○議長（石田隆芳議員） 北山弘光議員。

○4番（北山弘光議員） 今質問したのはですね。いろいろちょっと本当なのかうそののか分からないんですけども、50メートル先で例えば発見しました。その時点で弾を込めるみたいなんですね。なるたけ熊を至近距離に引き寄せてから撃つ。そうしないと急所に当たらないんだそうです。

ということで、これやっぱり危険だよねということですよ。要するに、猟友会の方々が例えば鉄砲持っていても、要するに50メートルどのぐらいで走ってくるのかちょっと分からないですけども、かなり速いみたいですね。ということは、弾込める前にやられる可能性もあるわけですよ。

なので、その辺のところね、ちょっとこう。7月でしたっけか、9月でしたっけか、平川市に現れた時は大体これ田んぼだったのでね。私もテレビで見ましたけども、またもう構えて、やっぱり熊に向かって、そして移動しながらだーんと撃った。それは見えています。

やっぱりそれぐらいのやっぱりなんていうの。準備が早くないと。これからやっぱりそういう銃を持っても撃つ、そういう知識、それにちゃんとしていないと危険な目に遭うんだなということで今質問したわけなんですけども、そこのところはちょっとどうもならないので……質問できます。はい、お願いします

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 弾がどの時点で装填するのかというお話でしたけども、撃つときに装填するそうです。撃つときになるので、運んでいる最中は装填してなくて、撃つ準備ができたときに初めて装填して撃つと。

なので、議員おっしゃったようにそれが間に合わない。そういうシチュエーションが考えたくはないですけども、そういうところの十分配慮した上で、緊急銃猟を行うということになってございますので、よほどのことがない限りは事故がないようにして対応しますし、そういうことがないように心がけたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 北山弘光議員。

○4番（北山弘光議員） 大変そういうところはしっかり安全性。要するに撃つ側も守っていかないと。同じ市民ですから。そういうところをやっぱりしっかりお願いしたいと思います。

あとそれと、こっちの動物愛護団体等への対応について再質問ですが、私T i k T o kとかいろいろこう見ると、フェイクニュースっていうんですか、フェイク動画結構あるんですね。

一番笑ったのが、年いったおばあちゃんが玄関ば一つ開けたらそこに熊がいたと。たまたま庭を掃除しようと思ってんだが、ちょうどほうき持ってたんですね。そういうふうな動画です。その熊に、おまえここに来るんじゃないよ、山に帰れと言ったら熊がとぼとぼ帰っていく。そういうことってないでしょう、ほとんど。

あれも絶対フェイクなんだなということは分かったんですけども、そういう動画を見せて国民の感情をあおっている。それって本当にちょっと我々にしてみれば大変なことなんですけども、ただ熊が出没する地域の方もフェイクニュースを出します。断るのに、お宅どちらですか、住所を聞きます。自治体から飼育許可をもらってください。すぐ熊を送りますから殺さないで、麻酔で眠らせて送ります。着払いでお願いします。何か変なことやってんですね。

そういうことの掛け合いはすごく見てるほうは楽しいです。でも、やっぱりそれって国民の感情をどんどんどんどんあおっているもんなので、その辺の動画だとかそういうのの対応が恐らくこれから出てくるとは思いますけども。

これから冬眠に入った熊はお産をします。これ確実だそうです。一番危険なのはだから秋。これから冬眠する。要するに栄養を蓄えどどん脂肪にためて、そしておなかをば一んと膨らませて穴に入る。それが一番危険なんです。

要するに食べ物を欲しがると時期、冬眠から覚めた春。これ全部栄養分を使ってますよね。お産もするだろうし。そうすると、おなかすくので春先やっぱり餌を求めます。というと春先ってそんなに取るものないじゃないですか。秋だったら収穫するものはいっぱいありますよ。でも春っちゅうのはなかなかないので人家に来る可能性があります。

昨日小野議員のほうから、生ごみの処理の仕方とかそういうあれを鉄骨にできないかという質問あったんですけど、うち高木地区なんですけど高木地区は全部鉄骨で今全部直しました。4年ぐらいかかったのかな。市のほうから6万円かな、補助。1回にわたり。それでやってきましたけども。

やっぱりそういうごみの出し方。春に向けてやっぱり徹底していかないと、やっぱり招くような、要するに熊を招くような行為につながるの、そこは市民の方に徹底してやっぱりお知らせするとか、そういう注意を喚起を促す、そういうことは必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（石田隆芳議員） 通告外ですので。よろしく申し上げます。

北山弘光議員。

○4番（北山弘光議員） さっき言ったんですけども一応通告外っちゃうことで、今の質問は答えなくてよろしゅうございます。

それでは、2つ目のほうに移ります。2つ目がですね、2市のまちづくり支援事業についてです。

これ、イベントへの補助金出してもらってます。私も尾上地域のほうでちょっと相談を受けまして、若者たちがですね、このままだとだんだんだんだん寂れていくふるさを何とかしなきゃならないということでイベントを企画しまして、その支援ということにちょっとさせていただきました。私は駐車場係です。駐車場を確保してください、お願いしてください。近隣住民にお願いして、土地の広いところを持っての方を駐車場にお貸しいただけませんかって参画いたしました。

それでは一応こういう事業の補助金として、地域の活性化に向けて、地域住民が自ら考え、自ら実施するまちづくり活動に対して補助金を交付していると思いますが、この補助金の交付要綱によると、令和5年度からは同一事業者へ交付する補助金交付の限度回数を3回として、交付された回数によって補助率がだんだん段階的に下げられるとなっております。

このことにつきまして、平川市まちづくり支援事業補助金の趣旨及び概要とこれまでに補助金を交付した団体、活動内容や活動団体の数、補助事業についてお知らせください。

また、補助金交付の限度回数を3回とした理由。これを補助率が段階的に下げられていく理由についてもお知らせいただければと思います。

○議長（石田隆芳議員） 市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（古川洋文） 平川市まちづくり支援事業補助金につきましては、議員御指摘のとおり、地域の活性化に向けて地域住民が自ら考え、自ら実践するまちづくり活動に対し支援することで、市民参加によるまちづくりの促進を図ることを目的として、平成23年度から実施している市単独の補助金制度となります。

これまでの補助実績や補助金制度の内容等につきましては、総務部長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬一俊） 私からは、これまでに補助金を交付した団体の活動内容や補助実績、補助金の限度回数や段階的に引き下げられていく理由についてお答えをいたします。

まずこれまでの補助実績でございますが、平成23年度から今年度までで合計19件。金額にしまして総額504万6,000円の補助金を交付しております。

補助の対象となる事業としましては、平川市民を対象として誰でも参加できる事業であることなどを条件としており、地域で既に恒例となっている夏祭りなどのイベントや町会で実施する事業などは対象外としております。

近年実施された内容を申し上げますと、中央公園を会場とし、参加者と来場者、地域住民が一緒に楽しみ、人とのつながりや地域のにぎわいを創出するという目的で実施された「ひらかわミュージックフェスティバル」。それから、市役所本庁舎ふらっと広場を

会場として実施した「ひらかわ音頭祭」。それから議員から先ほどありましたが、高木会館駐車場を会場として実施した「チョコレートとディスコとわたし」など、地域コミュニティ活性化のためのイベントなどが実施されている状況でございます。

次に、補助金の限度回数を3回とした理由と、段階的に引き下げられていく理由についてであります。地域活性化に向け自ら考え、自ら実践するというこの補助金の趣旨の下、最終的には補助金に頼らなくても自立したイベントを実施できるよう、運営方法や実践方法を考えていただくことが大きな理由でございます。補助金の限度回数を最大3回までとし、補助率も段階的に引き下げることであります。

○議長（石田隆芳議員） 北山弘光議員。

○4番（北山弘光議員） 一応3回までということでルールづけされていますが、ここで私が気にするのは、これ例えば団体が祭り、今年ここは50メートルやりました。例えば範囲ですね、祭りの範囲。来年は100メートルに拡張したいというときに、やっぱりだんだんちょっと、予算が足りなくなる可能性が出てくるんじゃないかということで、その辺のところを。例えば、3年間という答え、たしかもらったんですよ。もらったんですが、同一回数で、例えば、この3回というこの回数は1年間なのかそれともこの3年間だけの回数なのか、ちょっとお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬一俊） 事業募集する際の交付要綱のほうにはですね、団体が同一年度内に補助金を受けることができる事業の数は一つということで明記されてございます。

○議長（石田隆芳議員） 北山弘光議員。

○4番（北山弘光議員） そういうことで分かりました。ただ、年間の例えばトータルこの予算ですね。例えば今年、すみませんけどもその「チョコレートとディスコとわたし」というイベントやったんですが、あれに関わったんですが、それ一番最後、7、8月9月ですね。申請いろいろこう上げたりなんかして、ちょっと年間の最初のあれに加われなかったということで途中からということになるんですが、その間でお答えいただいたのが17万円しか残ってませんということの回答でありました。

なので、ちょっと年間でやっぱり計画を出せば一番いいんですけども、やっぱりそういうところが仕事の関係上とかいろいろ、やる方の若者の要するに仕事関係だとか、そういうことでなかなか早めに出せなかった。

今回1回目やったんで恐らく来年からは出せると思うんですが、この予算途中からでも1回目で、例えば大体1回目が10分の9以内という数字で書かれてるんですが、予算的に大体そういうふうにも全部計画は組むんでしょけども、このところの年間の例えば課は、これは扱いの課はどこですか、お知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬一俊） 所管課ということでございますけれども、総務部政策推進課のほうで事務担当してございます。

○議長（石田隆芳議員） 北山弘光議員。

○4番（北山弘光議員） これ先に立った方が言ったらしいんですが、これやっぱりちょっとそういう若者が、そういう計画を立てたときは、すぐなんていうの。予算これだけしか残っていないとかそういうあれをしないようにして、それさすぐ事業を企画した

ら、年間予算とかそういうことはなしで予算立てできないものか、お伺いします。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬一俊） 若者の方が積極的にですね、そういった地域のにぎわいづくりに参画、企画立案するということは非常に喜ばしいことだと思っております。

イベントに対する補助金の考え方でございますけれども、まず補助要綱にうたっておりますとおり、議員の方から予算枠云々という話もございましたが、募集する際にですね、予算の範囲内ということで、まず明記をして募集しているところでございます。

今年度につきましては、総額90万というところで、議員からも先ほど御指摘ございましたが申請がちょっと秋口になったというところで、残額の予算しか手当てできなかったということでございますので、そういったまず趣旨です。

それから補助金の考え方でございますけれども、ある目的を達成するために税金をですね、そういった個人あるいは団体に補助するというのがこの補助金でございますので、先ほど9割だとか3年とかそういったお話ございましたが、全ての補助金については、終期あるいは一定の程度の制限というものを掲げているという、ちょっと堅い答弁になっておりますけれども、補助金のまず性格上はそういったものでございます。

あとは、やはり若者からのそういった企画立案ということは非常にいいことですので来年以降ですね、早めの御相談等いただければ、相談、当然のりますし、さっき言ったその範囲、今年以上にちょっと広げるだとか、規模拡大するといったことの計画がございましたら、まず一度御相談いただければと思います。

○議長（石田隆芳議員） 北山弘光議員。

○4番（北山弘光議員） さっぱりしました。若者にちょっと地元に戻ったら報告できるので。これで、こういうやっぱり事業は大切なので、若者の気持ちちゅうのはやっぱり、起きた段階でものすごい勢いになります。なので、いろんな例えばその地区地区で例えばどんどんどん大きくしたい。という気持ちがどんどん出てくれば、例えば尾上地区だけじゃない。高木地区、金屋地区、新屋町地区、尾上地域だったら尾上地域全体で盛り上がるような、そういう団体にしていけばいいのかなと思ったので質問させていただきました。大変来年度から恐らくそういう答弁頂きましたので。

私の名言行きます。細川ガラシャという戦国の武将の奥様があったんですが、それ攻められてね。散る桜残る桜も散る桜。やっぱり最後はどういうあれが起きるか分からないんですけども、結果は最後は同じになっちゃうよということの戒めだと思っております。

なのでこれを境に頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひします。これで私の質問を終わります。

○議長（石田隆芳議員） 4番、北山弘光議員の一般質問は終了しました。

昼食等のため、午後1時10分まで休憩とします。

午後0時04分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（石田隆芳議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第7席、7番、中畑一二美議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

(中畑一二美議員、質問席へ移動)

○議長(石田隆芳議員) 中畑一二美議員の一般質問を許可します。

○7番(中畑一二美議員) 皆さん、お疲れさまでございます。午後一の質問になりますので、私も昨日午後一すごく眠かったので、ちょっとその辺頑張っていたきたいなというふうに思います。

それではただいまより、議長より一般質問の許可を頂きました、第7席、議席番号7番、市政公明の中畑一二美でございます。

まず初めに長年にわたり、平川市政の発展のために、多大なる御尽力をされ、病氣療養のために御辞職をされました長尾忠行前市長に心より敬意と感謝を申し上げます。

市民のために尽くされてきた御功績は、今後も平川市の礎として引き継がれていくものと確信をしております。どうか、一日も早い御回復を心よりお祈り申し上げます。

それでは通告に従い、順次質問をさせていただきます。今回は3項目について質問をさせていただきます。

今年も早いもので、残すところあと僅かとなりました。依然として物価高騰が続き、国民の皆さんは大変厳しい生活を強いられております。ようやくガソリンと軽油は暫定税率の廃止が決まり、価格の引下げが始まりましたが、いまだに高止まりをしている米をはじめとした食料品の価格高騰は現在も続いております。

また、年金で生活している高齢者、特に国民年金のみで生活している高齢者の年金は、皆さん御存じかと思いますが、満額で月約6万8,000円です。それから、介護保険料と国民健康保険料や後期高齢者医療保険料を差し引くと、約5,000円差引きになりますけれども、手元に残る金額が約6万3,000円ということで、この金額で一月を暮らさなければならぬわけでありまして。平川市民の約4割が、住民税非課税世帯と均等割のみ課税世帯であります。後ほど質問をさせていただきますが、これから寒い冬を乗り越えるためにも、一刻も早い経済支援をお願いしたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

市役所は多くの市民が日常的に訪れる公共施設であり、また、入籍や出生届など人生の節目にも利用される場所でもあります。しかしながら、現状では市役所内に来庁者が気軽に記念撮影を行えるような明確なスポットがないものと認識をしております。

そこで、1 市役所内で記念撮影ができるスポットの設置についてお伺いをいたします。

茨城県土浦市などでは婚姻届の記念撮影の場として、庁舎内にイメージキャラクターや花などを装飾し、写真撮影ができるフォトスポットを整備しております。本市においても、市役所本庁舎内に婚姻届等の節目に記念撮影ができるようなスポットを設置してはどうかと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

また、婚姻届以外にもいろいろな用件で市役所本庁舎に来庁された方が記念撮影ができるような撮影スポットがあればよいと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○議長(石田隆芳議員) 市長職務代理者副市長、答弁願います。

○市長職務代理者副市長(古川洋文) 市役所本庁舎で記念撮影できる撮影スポットについての御質問にお答えします。

撮影スポットにつきましては、以前ユース議会においても同様の提案があったことから、気軽に撮影できる撮影スポットとして、4階のひらかわラウンジにアップライトを施した「りんごの木ベンチ」を設置しております。

また、正面入り口や1階から2階へ続く階段には、七色の台湾ちょうちんを色とりどりに配置するとともに、ふらっと広場には当市を代表する景観や特産品を1文字ずつ表示したHIRAKAWAスタンドも設置しております。

そのほか、11月18日から始まったひらかわイルミネーションプロムナードでは1階ピロティ天井に台湾ちょうちんを、ふらっと広場にはバブルドームや友好親善交流盟約を結んでいる鹿児島県南九州市産の竹を使ったキャンドルを設置したことで、多くの方に来庁いただき、SNSにも数多く投稿いただいております。

婚姻届出時等において、記念撮影ができるような撮影スポットを本庁舎に設置してはどうかとの御提案であります。答弁いたしましたように、本庁舎には多くの撮影スポットがございますので、来庁いただく皆様にはそれぞれのシーンに合わせて記念撮影をしていただき、思い出の1ページにしていただければと思います。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） 市の見解は分かりました。4階と1階～2階の階段のところです。そういうところに今そういうのを設置していると、ちょうちんとかですね。撮影スポットがここにありますよっていうそういう表示はしてありましたっけ。

○議長（石田隆芳議員） 市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（古川洋文） 申し訳ございません。残念ながらそういう表示はしてありません。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） そうだと思ってましたので。やはりそういうものがあるんであれば、しっかりとこういうところにこういうのがありますよっていう表示をしないと分からないわけですね。ですから職員の皆さんは分かっているかと思いますが、やはりたまにしか来ない、そういう市民の方もいらっしゃるわけでもありますので。

やはり、私は個人的にですね、2階の入ってロビー奥のデジタル時計ありますよね。その下が、ソファ置いてるだけですので、そこにキャラクターとかですね、季節の花などを設置してですね、目立つようなそういった撮影スポットにしてみてもいいかなということなので今回質問したわけですが、その辺に関していかがでしょうか。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬一俊） 市役所本庁舎につきましては、建設時に定めた新本庁舎建設基本計画の基本理念により、人と環境に優しい庁舎として体が不自由な方であっても安心して利用できるようユニバーサルデザインに配慮し、過度な装飾をせず、誰にでも分かりやすい案内表示やデジタルサイネージを活用したつくりとしているところでございます。

また、来庁者の負担軽減のため、行政機能を集約し、書かない窓口やスムーズに流れる動線を意識した庁舎とし、その中においても打合せスペースやキッズスペースなどを配置しながら、必要となるスペースを確保しているところでございます。そのほかにも市民が親しみ、交流し、にぎわいが生まれるようにというコンセプトの下、4階ひらか

わラウンジには、誰でも自由に利用可能な岩木山を眺望できるカフェスペースを設置し、日常的に市民が憩える場を設けたところでございます。

先ほど、市長職務代理者副市長から答弁がございましたが、現在設置している撮影スポットにつきましては、これらにも配慮しつつ自然な形でなじむように工夫して設置しているものであります。

分かりにくいという御指摘もございますが、現時点では、議員御提案のそういった撮影スポットの設置は考えておりませんので、御理解くださるようお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） 我々もですね、視察とか調査などで県内外の市役所などへ訪問する機会があります。終了後にですね、やはり記念写真を撮ったりするわけでありませけれども。これまで行ったところ、そういうスポットのあるところがあまりありませんでした。大体、議場を見学させていただいてですね、議場のこういった壇上のところで集まって写真撮ったりですね。あとはどこに行ったか分からないので市役所名が掲示されている入り口とかですね、そういったところで撮ってはありましたけれども、やはり当市においでになるいろんな方々にですね、そういう場所を提供できないものかと思って、今回質問させていただいたわけでありませ。

今は先ほど答弁にありましたけれども、SNSなどですぐ拡散されますのでこういった場所があればですね、平川市とか市役所のPRにもなるのではないかなというふうに思っております。

聞き取りのときは、政策推進課のほうではですね、時間のある方には市内の観光地に行ってもらえればよいような、そちらのほうに力を入れてるという話もちょっとされておりましたけれども、時間のある方であればいいんですけども、ない方であればそのまま帰ってしまうわけですので、私はこの撮影スポットの設置は行政サービス、市民サービスの一環じゃないかなというふうに思っておりますので。できれば、今はもうやらないということでありませるので、気が変わりましたらですね、小規模な撮影ブースやパネルの設置はそんなに費用はかからないと思ひませ。

ですからここにこういうのがあるよということをアピールしていただひませ、ぜひとも実現をしていただくことを提案いたひませ、この質問は、これ以上質問してもらちが明かないので、終わりたいと思ひませ。

それでは、次の質問に移ります。2 小・中学校のICTの活用についてお伺ひをいたひませ。

まずは（1）GIGAスクール端末の更新についてでありませ。

小・中学校の児童生徒が1人1台所持しているタブレット端末については、令和2年度に整備されてから5年が経過しようとしております。一般的な精密機器の耐用年数を考えると、更新の時期に来ているものと思ひませ。このタブレット端末の更新時期とその財源について、どのように計画をしているのか、お知らせください。

次に、（2）校務支援システムの導入効果についてお伺ひをいたひませ。

現在運用されている校務支援システムについては、教職員の働き方改革を進める取組の一つとして導入されたものと認識をしております。導入から2年近く経過してござひませるので、教育現場での実際の効果についてお知らせください。

また、教職員の中には、このようなシステムの利用に不慣れな方もいらっしゃるかと思います。そのような教職員に対するサポート体制は整っているものか。また、整っている場合、どのようなサポート体制になっているのか、お知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 小・中学校のICTの活用についての御質問のうち、私からは校務支援システムの導入効果について、お答えいたします。

当市の校務支援システムは、児童生徒の情報を一元管理し、教職員の学校業務における負担軽減を図ることを目的として、令和6年4月から運用を開始しております。

学校現場からの意見としては、児童の情報がクラウド上でデータベース化されたことで教職員同士の情報共有がしやすくなった、様式が統一化されたほか、学校間でのやり取りがシステムを介してできるためとても便利になったなど、全体的に負担が軽減されているとの意見が多く、一定の導入効果は現れているものと認識しております。

次に、システムに不慣れな教職員へのサポート体制についてですが、不慣れな教職員がいて困っているという声はなく、システムにより操作環境が簡素化されたことから、教職員間で教え合ったりすることなどにより対応できているものと認識しています。

また、仮に不慣れな教職員がいた場合でも、操作方法を習得するための研修を毎年実施することとしておりますので、サポート体制は整っているものと考えております。

このほかの御質問は、教育委員会事務局長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾） 私からはタブレット端末の更新についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、現在の児童生徒が授業などで使用しているタブレット端末は令和2年度に整備されたものであり、今年度で5年を経過することとなります。

これまでタブレット本体の破損、不具合などにはその都度修理するなどして対応してまいりましたが、端末を制御するためのOSでございますWindowsのサポートが今年終了したことに加え、正常に起動できないなどシステムエラーの件数が近年増加していることなどから、今年度から3か年をかけて計画的に更新することとしております。

次にタブレット端末の更新費用に係る財源についてでございますが、青森県公立学校情報機器等整備事業費補助金の活用を考えております。

これは市町村が実施する公立学校の情報機器等の整備に要する経費の一部を県が補助するもので、購入する機器の仕様にもよりますが、2分の1程度の助成を見込んでおります。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） まずは今回聞き取りを行ったときにですね、私の知識不足かもしれませんけれども、ちょっとびっくりしたんです。このGIGAスクールですけども、私ははっきり国が主導して行っている事業ですので、全額国の予算で端末支給しているものと思っておりましたけれども、1台当たりの価格が約6万2,000円ということで、国では上限5万5,000円の3分の2しか負担しないと。残りは市の負担ということで、1台当たり約2万5,000円、市で負担しなきゃならないということが分かりました。

端末は現在約2,000台ありますよね。2,000台ということですので、3年間に今回分け

て順次更新をするということで、1台約2万5,000円の負担になりますので、2,000台分で約5,000万円の市の負担が必要になるということでもあります。

そして、今年度約300台の更新ということでもありますけれども、その300台に関してはですね、廃棄をせずに今後の故障などを考えて予備として取っておくということでありました。これはこれでですね、新しくまた修理とかしなくてもいいわけですので、先を見越してちゃんと対策しているなというふうに感じまして、安心をしたわけでもあります。

ここでちょっと再質問をさせていただきますけれども、まずは一点。今、事務局長のほうから答弁で県の補助事業2分の1ということでは言われましたけれども、それは先ほどの上限5万5,000円の3分の2とはまた別のものなんですか。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾） ただいま中畑議員が言われた補助の内容でございます。6万2,000円の3万6,000円程度の補助ということなので、割合にして59%なので、答弁の中に2分の1程度という表現で答弁させていただいたところです。同じ補助のお話でした。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） 入って上限5万5,000円の3分の2、その中に含まれてるということですね。それが入って3分の2、5万5,000円の3分の2で約3万6,000円が国と県の補助が入ってるということで、差引き2万5,000円が市の負担ということになりますので、これも非常に金額は大きいのでちょっとびっくりしたんですけど。

ちょっと、もう一点再質問させていただきます。ICT教育の導入が進められているわけでもありますけれども、教育現場においてはですね、実際にどのようにタブレット端末を活用しているのかお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾） タブレット端末の活用状況についてお答えいたします。

現在の市内小・中学校におけるタブレット端末の活用状況といたしましては、学校や教職員によって活用する場面は異なりますが、デジタル教科書の閲覧、人工知能技術を活用したAIドリルでの学習、実習動画の視聴、授業における発表資料の作成など、ほぼ全教科で活用されております。ほかにも、登校渋りの子に対するオンライン授業配信や各種アンケートなどにも活用され、その頻度も年々増加しているところでございます。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） もう何点か再質問いたします。学校の立地環境によってですね、このWi-Fiのネット環境の速度とか安定性は大丈夫なのか、お知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾） 学校の立地状況の件ですけれども、市内の小・中学校において比較調査したことはございませんので正確には把握してございませんが、学校のWi-Fiの環境については、インターネット回線を使用して、各教室に設置しているWi-Fiルーターを介して各端末と接続しておりまして、通信環境に問題はないと考えておりましたけれども、今年度に入って学校側のほうからちょっとつながりに

くいだとか動作が遅いとかというような申出がございましたので、来年度、タブレット本体の問題なのか、Wi-Fi環境の問題なのか、調査をするよう検討しているところでございます。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） やはり実際聞いてみないとね、分からない部分があると思いますので、その辺は目配り気配りをお願いしたいと思います。

あと、例えばバッテリーなどのですね、やっぱり年数5年たってきておりますので、バッテリーがもう悪くなってしまったとか、そういった端末のトラブル、そういうこともあると思いますけれども、そういったトラブルで授業が止まったりすることはないのか。そしてまた、セキュリティー面はどのような対策しているのか、それ併せて教えてください。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾） タブレットのトラブルで授業が止まるというようなことについては、そのような報告は今のところ受けていないというところでは。

それからセキュリティー面の件については、市内小・中学校のセキュリティー対策としてはウイルス対策のほか、外部からの悪意ある攻撃や不正アクセスを防ぐためのファイアウォールの設定。また、データ通信を暗号化し、仮想の専用回線を設けることで外部からの侵入を防ぐVPN接続方式の導入など複数の対策を講じておるところです。

それからバッテリーの状況についてですけれども、もう既に購入から5年経過しているということなので、少なからず劣化はあるものと考えられますけれども、それが原因でのトラブル報告は受けておりません。ただ、どうしても落として壊れるというような損傷という報告は幾つかございます。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） いろいろと年数たってきておりますので、そういった不具合も当然出てくると思いますので、そういった対応もですね、しっかりとお願いしたいと思います。これからはですね、よい悪いは別として、生成AIなどですね、ICT使いこなすことが必要な時代になってきておりますので、子供たちがしっかり活用できるように、引き続き御指導よろしくお願いしたいと思います。

次にですね、(2)校務支援システムの導入効果についてお聞きいたします。まだ、導入してから2年しかたっておりませんので目に見えて分からないと思いますけれども、先ほど答弁の中でですね、非常に便利になったとか負担が軽減されたとか、そういった答弁ありましたので、ある程度効果はあるのかなというふうには感じております。

ただ、この校務支援システムの導入によってですね、教職員の皆さんの時間外勤務に改善は見られたのか。これをお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾） 校務支援システム導入に伴う、教職員の時間外勤務についてお答えいたします。

校務支援システムが運用開始された令和6年度と令和5年度の教職員の時間外勤務の月平均時間について比較したところ小・中学校全体で4時間程度減少しておりますが、教職員の時間外勤務については様々な要因が影響していると捉えております。

定時退校日や学校閉庁日の設定など、各学校でも様々な取組がなされており、月平均で4時間程度減少したという結果は一概に校務支援システム導入の効果であるとは言い切れないものと考えますので、今後とも各学校と情報共有しながら、教職員の働き方改革に取り組んでまいります。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） 先日ですね、新聞に掲載されておりましたけれども、経済協力開発機構、いわゆるOECDですね。ここがですね、2024年、今年の国際教員指導環境調査の結果を発表をいたしました。

その中で日本の小・中学校教員の、今事務局長からは1か月単位の4時間削減という話ありましたけれども、このOECDの調査のほうは1週間当たりの勤務時間ですね。これがOECD加盟国55か国地域の中で、日本は最長というデータが載っておりました。ちなみにですね、日本の時間数を言いますと、日本の小学校で52.1時間、週で。中学校で55.1時間。これ日本の平均ですので、小・中学校ともに各国平均を10時間以上も上回っているというのが載っておりました。

しかしですね、授業時間で比較するとですね、各国平均を下回ってるというデータなんですよ。ですから、何をこのデータから分かるかということ、授業以外の書類作成や部活動の指導、保護者対応など、そういった業務が多岐にわたっていることが原因であるというふうに指摘されておりました。

ですからこれからはですね、業務分担の見直しを進めて、この授業以外のところを教員以外の方がやるようになれば、非常にこの業務に支障が出て疲弊する、疲弊するという話も聞いておりますので、そういった教員も少なくなるのではないかとということ。

ちょっとほかの県の出たのを紹介しますと、奈良県の天理市っていうところでですね、学校のOB、校長OBと、それから心理士っていう方々を採用してですね、保護者対応を専門にやらせたと。その効果としてですね、保護者対応の負担が今まで大変だったっていうのがなくなって休職・退職する教員がなくなったと、そういった報告がありました。

ですから私は、今再任用の先生方を採用してると思うんですけども、校長OBだとなかなか学校側で、元校長先生なのでいろいろお願いすることが非常に難しいと、お願いしづらいとそういった話も聞いておりますけれども、校長OB以外のOBの先生方ですね、そういう方をですね、採用して各学校に1名、そういった保護者対応専任の再任用の先生を置けば、一般の先生方は授業に集中できるわけですので、そういったことも考えてはいかげなかなというふうに思います。

先ほどのデータはですね、日本全体の調査結果で先ほど事務局長のほうからもありましたけど、平川市がどういう状況なのかっていうのはちょっと分からないんですけども、こういう調査をですね、やはり定期的に行っていくことも必要で、分析することが非常に今後の参考になるのではないかなというふうに思っております。

しかしながら、こういう調査をすることがまた長時間労働につながるのであれば本末転倒ですので、そういったことも考えながらですね、やっていただきたいなというふうに思います。一応、この学校関係の質問はこれで終わりたいと思います。

それでは最後の質問となります。

3 物価高対策についてお伺いをいたします。(1) 福祉灯油購入費助成についてであります。

令和6年度に県事業を財源にして福祉灯油購入費助成を実施しておりますが、令和7年度も県では福祉灯油購入費の助成事業を行うことが先日発表されました。また、令和7年度、国の補正予算の重点支援地方交付金でも福祉灯油購入費助成が推奨事業メニューとなっております。市では、これらを活用した福祉灯油購入費助成について、実施の予定があるのか、お知らせください。

次に、(2) 水道基本料金の減免・助成についてお伺いいたします。

重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策として、本市が実施してきた水道基本料金減免事業は、経費をかけずに全世帯に行き渡る支援であり、非常に効果的な支援だと考えております。

今後、国の補正予算での重点支援地方交付金の追加給付が見込まれますが、この交付金を活用した水道基本料金減免事業の実施について、市の考えをお知らせください。

○議長(石田隆芳議員) 市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長(古川洋文) 物価高対策についての御質問にお答えします。

初めに福祉灯油購入費助成についてであります。本市では昨年度、県の補助事業を活用し、非課税世帯並びに均等割のみ課税世帯を対象に、福祉灯油購入費助成事業を実施したところです。

先般、県より市町村が生活困窮者に対して行う灯油購入助成事業費に対し、1世帯当たり7,000円を補助上限に、その2分の1を市町村へ補助するとの発表がありました。今年度もこの県補助金を活用することとし、本市の物価高対策の一つとして、福祉灯油購入費助成事業の実施を検討したいと考えております。

次に、水道基本料金の減免助成についての御質問にお答えします。

昨日、佐藤議員にもお答えしたとおり、国において強い経済を実現する総合経済対策を踏まえた補正予算が11月28日に閣議決定され、重点支援地方交付金の推奨事業メニューの交付額が増額されることとなりましたが、詳細な内容や本市に交付される額については国の補正予算成立後、12月16日を予定していると報道されておりますが、補正予算成立後に通知される予定であります。水道料金の減免事業については、推奨事業メニューの活用例として示されていることから、本市では水道基本料金減免事業を支援策の一つとして、実施を検討してまいります。

○議長(石田隆芳議員) 中畑一二美議員。

○7番(中畑一二美議員) まずは、(1) 福祉灯油購入助成のほうは、去年はですね1世帯7,000円の助成ということでありましたけれども今回もあれですか、規模的には同じような7,000円ということによろしいでしょうか。物価高になってますけれども。

○議長(石田隆芳議員) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(佐藤 崇) 県のほうから1世帯当たりの補助上限ということで7,000円を示されておりますので、その額を基本として考えております。

○議長(石田隆芳議員) 中畑一二美議員。

○7番(中畑一二美議員) 実施時期なんですけど今、市長職務代理者副市長からありましたように、12月16日以降でないと示せないということですので、大体あれですかね、

これ12月16日以降ということでしたけれども早くていつぐらいかっていうのは予想はつきますか。例えば春になってやってもしょうがないことですので、それそこまでは遅くないと思いますけど。

○議長（石田隆芳議員） 市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（古川洋文） 予算編成、予算の計上につきましては年内ということ国から求められておりますので、そこは12月の最終週に、まだ予定でございますけれども議員説明会をしながら、専決処分とかをしたいというふうには考えておりますけれども、まだこれはもう少し、ちょっと庁内で調整したいと思います。

あと福祉灯油の実施時期につきましては、設置対象世帯の精査だとか、それからいろんな通知の発送とかありますので、3月頃になるのではないかと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） 3月だと灯油もう終わってしまってる。まだ寒いと思いますけど、それ早めにですね、出せないものですかね。専決でやるとかですね。そういったまず対応、何とかお願いしたいというふうに思います。

それからですね、(2)水道基本料金減免・助成についてちょっと質問いたしますけれども、当市ではこれまでもですね、何回か実施をしてきたわけでありまして、今まで、今までというか福祉灯油に関してはですね、対象者が限定されてますよね。生活保護世帯、住民税非課税世帯、それから住民税均等割のみ課税世帯と、対象が決まっていますので、それ以外の方には全然恩恵ないわけでありまして。

それに対してですね、水道基本料金減免に関してはですね、全世界帯に対して平等に支援する非常に公平な制度でありますので、なおかつですね、申請が不要で経費と手間があまりかからない、そういう事業であります。ただ井水、井戸水の皆さんに関しては申請していただくということがありますけれども、基本的にはですね、申請不要なわけありますので、非常にいい事業だと思いますので、これをぜひ実施をお願いしたいと。

それで今年の夏にですね、東京都で猛暑から都民の命と健康、そして暮らしを守るために、東京都では4か月分の水道料金の基本料金を無償にしました。非常に高評価のよい事業だったというふうに言われております。

また、今回先ほどもありましたように、国の補正予算ではこの重点支援地方交付金の推進事業メニューの中にも含まれておりますので。

今回の重点支援地方交付金に関してはですね、市町村は前年の約330%と言われております。ですから、それを計算しますと昨年はですね、約1億1,500万円の金額でありましたので、単純に3.3倍するとですね、何と約3億8,000万ぐらい交付金が来るのではないかなというふうに思っておりますけど。来てみないと分かりませんが。

この交付金をですね、どのように活用するのかっていうのは、新市長でないと判断できないと思いますので、新市長の手腕にですね、期待をいたしまして、あとこれ以上質問できませんので、私の質問はこれで終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（石田隆芳議員） 7番、中畑一二美議員の一般質問は終了しました。

午後2時10分まで休憩とします。

午後 1 時54分 休憩

午後 2 時10分 再開

○議長（石田隆芳議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第 8 席、15 番、齋藤 剛議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（齋藤 剛議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員） 齋藤 剛議員の一般質問を許可します。

○15番（齋藤 剛議員） お昼休み過ぎでちょうど眠い頃の時間となりましたが、30分ほどで私の質問終わりたいと思いますので、簡潔に、明るい希望のある見通しのよい回答をよろしくお願いいたします。

ただいま議長より一般質問の許可を頂きました、8 席、15 番、美郷会の齋藤 剛です。

まずもって長尾前市長とは、平成 7 年10月の町議会議員の選挙でお互いに当選いたしました、7 人の新人と共に平賀町の発展をさせる、そういう意気込みで頑張った経緯があります。冬でもできるソフトボール場のドーム造り、オールシーズンの温水プール、陸上競技場等々、健康面、教育面等に力を合わせ、葛藤もあり対立もあり、競い、語り合いながら進めて現在に至っております。

先輩の議員の皆さんの指導も受けたり、また長尾県議会議員のお世話になったりしながらの平賀町でした。

あんなに体に気遣う市長なのに、本当に40年以上のお付き合いがあり、ありがとうございました。体調を整え、これからも御指導して下さいますようお願いいたします。

それでは私の質問に入ります。

碓ヶ関の斎場の駐車場が非常に少ない、面積が少ないと思います。

先日、碓ヶ関斎場の火葬に参列する機会がありました。初めての碓ヶ関斎場は、誘導看板はありました。でも、無事にたどり着きましたけども、車が 8 台ぐらい止まっているのに U ターンもできない、どうしようもないような状態で着きました。

よその人の車止まってるところの後ろへそのままつけておきましたけども、あれだったらあれ以上の車は入って来れないだろうなと思いながら、火葬の参列に参加しました。

そしてそのうち、どうしてこう火葬場狭いんだったきゃ、まだ整備してねはんでろっという感じで。そしたらその手前の火葬場下りたところの右側に、また駐車場がありました。私はそれが気がつきませんでした。非常に、斎場に向かって右側のほうにほぼ平地並みというのかな。耕作不能の土地がありました。草ぼうぼうでした。

これだばめやぐだけどもここ刈ってまっしてやれば、すぐだべなっ。バックホー 1 台とブル 1 台あれば、2 日もかかって、ダンプ 3 台あって運べば 50 万もかかんねで何とかなるべなというような感じで、そのときは受け止めました。

聞き取りのときに、碓ヶ関で何体ぐらい、この火葬場利用する人ありますかったっきゃ、大体四、五十でねべがというような感じでした。たとえ四、五十人の亡くなった人があったとしても、今は昔と違って、昔っていえば、非常に私も古い人になるかもしれませんが、土葬のときは、火葬なかった時代は、大きいたる担いでいって埋めて、それで腐った頃に私たちが小学生の子供たちを連れて、それこそ墓所に行っていく打っ

て戻って来いってそうすれば、よかったってアイスクリームけだりして遊んだことがありましたが。3年ぐらいたてばたるが腐って、足引っ張られたってするんだけど、中に落ちるような状態になるときもありました。そういう悪い遊びをしながら、自分たちも後輩の頃はそうやってやられできたんだけど先輩になったらやるような形になりました。

でも今は、1人の御遺体に関して、車1人で1台で行って、30台から50台は行くような時代になりましたので、何とか駐車場をもうちょっと広くしてければいいのになあって。

副市長、今代理だはんで権限はあると思いますけども、果たして権限あるのかどうか分かりませんが、そのぐらいたてば何とかさながら、市民課のほうでもまたいろんな形のほうに声かければすぐできると思いますけども、その辺、何とかできないものでしょうかと思ひまして、1つ目の質問を終わります。

○議長（石田隆芳議員） 市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（古川洋文） 碓ヶ関斎場の駐車場の拡張については、市民生活部長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（小野生子） 碓ヶ関斎場の駐車場につきましては、斎場に向かって右側が駐車スペースで、6台ほど止められるようになっております。正面及び議員が止められた左側のほうは霊柩車や送迎車が旋回するためのスペースとなっており、本来は駐車しない設計となっておりましたが、皆さん左側のほうから止めて使っているようでございます。なお、斎場手前左側に第二駐車場がございますが、案内看板が設置されておらず、区画線も消えているため非常に分かりにくい状態でございます。

議員御質問の、駐車場を拡張することについては、現状で合わせると20台程度の駐車スペースがあることから、駐車場の拡張は今のところ考えてはございませんけれども、今後、駐車場の表示や区画線の引き直しを行い、利便性の向上に努めてまいります。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤 剛議員。

○15番（齋藤 剛議員） 何だかもう一押しか二押しすれば、やるねっていうような言葉、ニュアンスでしたけども。

私思うに、向かって左側のほうは4台止めれば、あとさつけねばまねよな状態だと思っていました。

したがって、碓ヶ関の人に対して失礼かもしれませんが、小国と同じぐらい安いんでねべがなって。坪当たり3,000円が5,000円でいいんでねべがなってというような感じもするような土地かと思ひますが。1坪1万円しても20坪買えば20万だけでも、決してそんなことはないと思うし。また、知ってる人が行ってお願ひすればその持ち主の人だって、なもいいね、5万もあればいいねってすがも分がんねはんで。

そして工事費も、本当にかかりませんよ。私も昔、土建業やって事業主でありましたが、いいところ20万もあれば、皆、碎石トラックで三、四台でも間に合うっていうような。バックホーとブル1台あればいいはんで。バックホーたって、運転手ついて3万2,000円だし、ブルだって油代入れて2万5,000円あれば借りにいいはんでさ。

何とかうまく。自分でしゃべるのもなんだけど。例えば碓ヶ関の温泉に対して一旦

入札して、なおかつほごしてみだっきやまだじえんこ足りねって。そうやって2,000万も出すぐらいだば、そこさ四、五十万かけて、100万かけてもいいはんでやってけらいねべがなって感じするんだけど。

押しでもまねだば終わるけども、もう一度見込みとしてよろしくお願いします。

○議長（石田隆芳議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（小野生子） 先ほども申し上げましたけれども、齋藤議員お分かりのとおり、月大体利用回数が四、五件ということもございまして、またこれまでも、特に駐車場を拡張していただきたいという地域の方々からの声も上がってきておりませんでしたので、今後も、今のところは特に拡張する予定はございませんので、その辺御理解のほうお願いしたいと思います。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤 剛議員。

○15番（齋藤 剛議員） じゃあ一応諦めます。

しかしました気分次第で、部長何とかさあって。そして現地確認してもらうとか、そういうような形、取るやもしれませんけども。

もし副市長がこのまま市長でこれから4年やるんだば、今何ぼでもくつつくけども、そういうわけにもいきませんでしょうし。だって副市長、うん分かった、へばひとつつ顔っこ立てるかってするんだばあれだけども。そうもならないかも分かりませんので、この問題は後ほどっていう形で、2点目の平川市空き家対策についてお尋ねいたします。

空き家は全国的に増加しています。その原因として、活動拠点を都市部に移すとか施設入所のためとか、経済的な問題により処分できないことや、所有権などが、所有者が亡くなって存続する人がいなかったりするというような、各家庭の個々の事情もございします。でも今後、高齢化進行により、空き家が増加すると思われれますが、どこの町会でもかなり空き家は増えてきたかと思ひますけども、平川市全体で、空き家と言われる小屋は別として、母屋の空き家と言われる件数どのぐらいあるでしょう、お尋ねします。

それで、幹線道路の沿線の空き家についてお尋ねします。

市内でも空き家が増加していますが、空き家同然の弘前方面から平川市の入り口といってもいいかもしれせん、大坊の寒川地区にある、今から40年ぐらい前からあるんだべか、ブロックで2階建ての豚舎跡地があります。

そして、碓ヶ関地域の湯ノ沢別荘地の空き家も五、六件あると思ひますけども、老朽化が目立って、非常に国道のほうに枝が伸びてきています。時々除雪の人たち、勝手に道路に伸びてる枝は切ってるかと思ひますけども、あれも大変だなと思ひて。秋田県から平川市に入って、入り口でございします。

何でこうどっちも入り口にこったものあるんだべなと思ひながら、今から25年ぐらいになるのかな、平成21年にこのことについて質問いたしました。そして、住所が分からないとか手紙出しても戻ってくるとか、仮に手紙届いてるだろうけども何の返事がないとかっていう、そういう回答がありました。

そのとき私、経済部長だったかな、財政部長だったかな。名前は控えますけども、へば平川市さ迷惑かけでねだなっつきや、全然迷惑かけていませんとまともに言われました。

私はそのとき何でよって。じゃあ入湯税も払ってねんでそのまま行方不明なつて。迷

惑かけでねっというところがあるのがというような口調で言ったっきゃ、いやそれは期限切れでまったのもあるし、という形で回答いただきました。

でも、いろんな形で、皆さんそういう形で、非常に偉い人になっていますけども、退職すれば一市民ですので、どしてらばっという程度で終わっていますけども、やっぱり、その責任のある場所にいたときだけでもちゃんと責任果たしていただければと思ってもいました。それは誰でも、この役所にいて部長だから、課長だから偉いんであって、それ辞めれば一般の人なんだから、非常に知らぬ顔して、一般のふりもして付き合っているだろうけど、私も今、議員ですけども、議員でないときもありました。そのときは、ある部長さんが玄関入ってきて、「どうもおはようございます。」って言えば、会釈でねえな。ただ頭っこ下げるぐらいのもんで。それで今度、ある日議員になって「おはようございます。」とすれば、足止めで「おはようございます。」ってすだいな。何も変わらないんだけど、この3,200円のバッジ、それほど偉いわけでもないのって思っ。そして、市役所の人たちって言えば、皆さんそうじゃないけども。一般の人たち来れば、じっちゃんばっちゃんど来れば、ばかにするわけでもねえけども、やっとなの昔の庁舎階段上ってきて。質問外でねえな。そしてじっちゃんばっちゃんさ聞いて、受付さ行ってこれどこだべって言えば、判こ持ってきたかって。判こ持ってきたねえってへばまんだ戻んにゃあまいんだいな。そういうのも。だんで、市役所の職員が偉いわけでもないし、ちゃんと親切にしていればいいなっと思うときもありました。

と同時に、税金の対策じゃなくて、税金はどうしても見つからねえし、温泉の入浴料は来ることないし、その辺も併せて、迷惑かけてねっというしゃべり方もねえかなあと思っっていましたので、このたび、大坊のブロックの豚舎跡、それからあいのり温泉の手前の左側の6件だがあるんだいな。ああいうのも、何とかなんねもんだべが、それとも20年前に一般質問してもまだ何も変わってねはんで、これからどうする気持ちだんだべなと思っってお尋ねいたします。

○議長（石田隆芳議員） 市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（古川洋文） 当市の空き家対策についての御質問は、建設部長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） 市内の空き家の件数についてお答えします。

市では、市内の空き家の状況を把握し、空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空家法に基づいた適切な対策につなげることを目的に、過去10年間において計3回の市内全域を対象とした実態調査を行っております。

直近の実態調査は令和6年度に実施し、空き家の件数は平賀地域が249件、尾上地域が112件、碓ヶ関地域が160件、合計で521件となっております。ちなみに平成28年度の実態調査では465件だったものに対し、令和6年度は521件と増加している傾向がございます。

次に、国道7号の沿道の空き家の、平成27年5月に施行しました空家法に基づく対応状況についてお答えします。

まず、大坊地区の旧養豚場豚舎ですが、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある空き家、いわゆる特定空家に認定しており、これまでに1回、令和5年2月に所有者に対して、倒壊防止等の危険防止措置を行うこと、または建築物の除

却を行うよう勧告しております。しかし、所有者からはもう少し待ってほしいと連絡があり、現時点で対応されていない状況となっております。

次に、湯ノ沢別荘地の空き家ですが、国道7号の沿道では1件を特定空家に認定し、平成30年から令和2年にかけて計4回、危険防止措置を行うこと、または建築物の除却を行うよう勧告しております。しかし、湯ノ沢の空き家については、計4回の勧告のいずれも、所有者の所在不明により郵便物が返送されております。

これら国道7号の沿道の空き家に限らず、空き家は所有者の責任において利活用や管理、または除却されることが原則であるため、市が勧告等を行った場合でも、必ずしも解決にはつながっていない状況でございます。

なお、市が行う空き家の除却は、空き家を放置することにより市民の生命、身体または財産に被害を及ぼす場合のほか、周辺的生活環境の保全に対して著しく危険を及ぼす場合に認められるものでございます。

このことから御質問いただいた空き家については、老朽化の状況を含め、市民の生命や周辺に著しく危険を及ぼしていないかどうか、引き続き注視していきたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤 剛議員。

○15番（齋藤 剛議員） 昔、大坊の豚舎について質問したときは、お豚さんは誰もいねぐなってまったけども、入った跡はあるんですね。それで真ん中に、このぐらいの机ぐらいの大きさの深い掃除場、掃除ってするあれがありまして、もし子供たちが遊んで落ちていけばけがすはんで何とかへさって、それ役所をお願いしたんだけど、持ち主今東京さ行って分かんねはんでとかって答えられて、ああんだのがってあったんだけど。今、持ち主見つかったみたいで、まあ待ってくださいというようなこと言われたみたいなので、あともう10年か15年くらい暮らせば何とかなるべな感じております。

それで、あいのり温泉の手前の空き家ですけども、多分何入ってるか分かんねだけ生き物もいるがも分かんねんだはんで。そして前に行ったとき、サワラの枝っていうのかな、伸びやすく道さ伸びてきたんですよ。だっきゃ除雪の人に対して、誰しゃべったんだが分かんねけど、いいんだどって、けんどさ出はってきたもんだば切ったぎっていいんだどっていう形で、二、三本切られたような跡もありましたけども。私も中にも入っていけないし、除雪の邪魔にならないねえなって、それで終わったんだけども。それ以上ずっとこの件に関しても、空き家に関しては意外としゃべんねことにしちゅんだけども。

国の法律で、特定空家としている、例えば、非常に昔はやった昭和40年から50年の頃に、バブルに乗ってはやった頃のホテルあたり、お化け屋敷みたいな形で時々テレビに入るときあります。あれもほごさねばまいんだけども、隣近所に民家がない。そして、山の奥とがってありますので、だもぐだめぐことにしてそのまま空き家、空き地放題になって、わけもんど遊びに行ったりたばこのんだり肝試しやったりしてるみたいですけども。ああいうのって国でもやっぱり構わねんだが、構われねんだが。所有者以外は。お尋ねします。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） 先ほども答弁いたしましたが、空き家は所有者の責任におい

て利活用や管理、または除却されることが原則であるため、基本的には所有者がいろいろな対策を行うことになっております。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤 剛議員。

○15番（齋藤 剛議員） これで私の質問、終わります。

○議長（石田隆芳議員） 15番、齋藤 剛議員の一般質問は終了しました。

第9席、8番、石田昭弘議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（石田昭弘議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員の一般質問を許可します。

○8番（石田昭弘議員） 第9席、8番、ひらかわ市民クラブの石田昭弘です。議長の許可を得ましたので、通告に従い質問いたします。

まず項目1は、いよいよ来年2026年3月20日に開館を予定している尾上分庁舎改修後の新たな施設、1 平川市図書交流施設について、5点質問いたします。

昨年9月議会で中畑議員が、昨日も小野議員が質問いたしました（1）ネーミングライツ（命名権）についてです。

広報ひらかわ10月号に尾上分庁舎改修後の新たな施設、平川市図書交流施設の愛称が「よみまる」に決定したと公表されていまして。「よみまる」の選考理由は、「まる」にはマルシェや縁日など様々な意味合いが含まれています。読むという図書館の基本的な役割と組み合わせ、マルシェのように人が集い交流が生まれる施設となることを願い、この愛称に決定しましたということでした。よく考えたとてもいい愛称だなというふうに感心いたしました。そこで、一般公募による愛称に加え、ネーミングライツ（命名権）についての考えはなかったのか伺います。

（2）入居者募集について。施設内に新設されるワークスペース、カフェ、貸しオフィスの入居者を募集しています。使用料は、開館予定の令和8年3月20日から令和9年3月31日までトライアル・サウンディング期間のため無料。応募要件があり、応募締切りは12月15日となっています。現時点での応募状況をお知らせください。

（3）飲食について。基本設計（概要版）には、基本ポリシーと3つのコンセプトが示されています。コンセプト「3 未来につなげる、チャレンジの場」に「民間業者による新しいビジネスを応援し育てる（飲食／商品販売の場の提供）」とあるように、1階にカフェエリアを配置しています。

一般的に図書館では飲食は全面禁止か飲物に限って許可していますが、実施設計（概要版）の図書館エリア、「みんなで学習机」の上に、ペットボトル、飲物の入ったカップらしきものが描かれています。そこで、図書館エリアには飲物など持ち込むことができるのでしょうか。それとも、共有エリアに限られるのでしょうか。飲食に関する規定はあるのかお知らせください。

（4）銀行ATMについて。現在地方銀行のATMは平賀地域の支店と2か所の商業施設に設置されています。以前、尾上地域にもありましたが、店舗の統合に伴い支店とATMが廃止されました。カードによる利用は他のATMでもできますが、通帳を使つての出し入れや記帳となると平賀地域まで行かなければならず、大きな負担となっています。そこで以前、尾上分庁舎にATMがあったように、平川市図書交流施設に地方銀

行のATMを設置できないものでしょうか。地方銀行の経営方針はあるとは思いますが、要望など働きかけはできないものか伺います。

(5) 蔵書(漫画)について。尾上図書館の現時点における蔵書冊数及び蔵書の目標冊数について伺います。またその中には、学習漫画以外のコミック漫画は含まれているのでしょうか、お知らせください。その上で、学習漫画以外のコミック漫画の蔵書及びコーナー化する予定はあるのか、お知らせください。

以上5点についてお願いします。

○議長(石田隆芳議員) 教育長。

○教育長(須々田孝聖) 平川市図書交流施設についての御質問は、教育委員会事務局長より答弁させます。

○議長(石田隆芳議員) 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(工藤伸吾) まずネーミングライツの命名権についてお答えいたします。

議員御承知のとおり、尾上分庁舎は令和8年3月20日の開館に向けて準備を進めており、本年9月には平川市図書交流施設条例を制定し、施設名を平川市図書交流施設に決定したところでございます。

図書交流施設へのネーミングライツにつきましては、開館前であることに加え一部の部屋はトライアル・サウンディングを実施することとしており、来客数の見込みができないということ、また公募により「よみまる」という愛称をつけることとしたことから、ネーミングライツを実施するには至らなかったものでございます。

次に、入居者の応募状況についてですが、令和7年11月末時点で、貸しオフィスが1件となっております。このほか、お問合せを頂いている件数として、カフェの問合せが2件、貸しオフィスの問合せが2件となっております。

次に、飲食についてお答えいたします。最初に、改修後の尾上図書館へ飲物などを持ち込めるのかとの御質問については、図書交流施設全体を通し、ペットボトルや水筒など蓋つきの飲物で、アルコール飲料以外のは持込可能とすることとしております。また、1階のカフェや交流スペース、2階のラウンジ、3階の貸しオフィス付近の給湯コーナーでは飲食も可能です。ただし、飲食できない場所も設けることとしておりました。図書館1階の視聴覚資料コーナーや資料検索用端末などある電子機器周辺。それから2階のこどもひろば。それから名誉市民の絵画等を展示するギャラリーについては、飲食不可としております。

次に、飲食に関する規定はあるのかとの御質問ですが、図書交流施設条例において、所定の場所以外での飲食等を禁じております。図書館については、飲食に関する規定はありませんが、図書資料の汚損によりカビや虫が発生するおそれがあることや、ほかの利用者の迷惑になるなどの理由により、これまで図書館での飲食を認めておりませんでした。

今回、図書交流施設には来館者が自由にお茶を楽しめる交流スペースが新設されること。近年の熱中症防止等の理由により、飲物の持込みを認める図書館が増えていることから、先般この施設における飲食について、摂取可能な場所などのルールを決定したところでございます。来館者への周知につきましては、施設内へ掲示するほか、開館予定

時期に合わせ、つばにわレターや市ホームページ等により周知してまいります。

次に、図書交流施設へのATM設置については、結論から申し上げますと、地方銀行の担当者より設置運営費用がかかるため困難であると回答を頂いています。そのため、市においてもATM設置へ向けた要望についてはできかねますので、御理解くださるようお願いいたします。ATM廃止の経緯を銀行担当者から伺った内容によれば、稼働件数が低く維持費がかかること、近隣に提携金融機関のATMが設置されており、キャッシュカードによる払出しであれば、平日午前8時から午後6時までは手数料無料で利用できるためであるとのことでした。

最後に、蔵書についての御質問であります。尾上図書館の令和7年10月末時点の蔵書数は図書が5万467冊、雑誌が34冊、CD等の視聴覚資料が856点で、合わせて5万1,357冊になっております。目標数につきましては、尾上図書館へ設置される本棚数を鑑み、今年度から令和11年度までの5年間で6万1,300冊とする予定としております。

蔵書数のうち、現在、尾上図書館が所有する学習漫画以外の漫画冊数は128冊になります。主なものを申し上げますと、フランス革命や第二次世界大戦などをモチーフにして描かれた歴史漫画や家族の日常をユーモアを交えて描いた家庭漫画などになります。

漫画のコーナー化については、現在、尾上図書館では漫画は芸術の分野に配架しており、冊数も少ないため漫画だけのコーナーを設置する予定はございません。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） 質問の内容が広範にわたったので、一つ一つ確認しながら再質問していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず（1）ネーミングライツ（命名権）についてなんですけれども、これに関しましては、まず今の現状としては、方向としてはないということによろしいですよ。

黒石市、お隣あるんですけども、ここはネーミングライツを行っておりまして、令和6年4月1日からオリンパス黒石市立図書館というふうになっております。たしか、はっきり私も分かりませんが契約をして、またその契約金がたしか110万円だったと思うんですけども、それでもって運営資金ないしはその蔵書を増やすためにそれを使っているということでした。

ですからどうしても図書館というと蔵書を増やしていくに当たって経費がかかります。また、公的な施設はとかくやはり経費そのものがかかって、なかなか難しい現状もありますので、このネーミングライツ、できれば、可能であればね、今後も考えて取り組んでいただきたいとは思っています。

それで愛称も一般から公募してっていうこともありますけれども。例えばですよ、○平川市図書交流館「よみまる」ということもできますし、○○「よみまる」という形でのネーミングライツもできると思いますので。いかがでしょうかね、こういうふうな形でも再考していただいでですね、今すぐとは言いませんけども将来に向かってのこのネーミングライツ、考えていただくっていう方向、いかがでしょうかね。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾） 先ほども若干申し上げましたけれども、まず開館前であることに加えまして、一部の部屋はトライアル・サウンディングを実施することとしておりまして、来客数の見込みが現時点では見込めない、幾らになるのかというの

が推定できないということもあり、また、平川市図書交流施設「よみまる」が、市民の皆さんに浸透した段階で、ネーミングライツの実施を検討してまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） 将来可能とする含みがあった答弁と私は捉えさせていただきましたので、どうかその段階になりましたら、また再考のほうよろしく願いいたします。

次に（2）入居者募集についてなんですけれども、先ほどの答弁では貸しオフィス1件。それからこれは決まったということなんでしょうか。まだですかね。

応募が貸しオフィス2件とカフェ2件あったというふうに今ありましたけれども、このカフェに関しては、1件と絞っていくのかどうか分かりませんが、これはどんな形になるんですかね、応募多数ということになるとは思うんですけれども。

また、トライアル・サウンディング期間っていうのは使用料が無料ですよ。そうなった場合、特にカフェに関しては光熱水費がかかりますのでこれも無料と考えてよろしいのか、この辺についてお答えください。お願いします。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾） まず初めに、応募が多数となった場合の対応についてお答えいたします。

先ほどの石田昭弘議員の御質問の中にもありましたように、開館から令和9年3月31日まではトライアル・サウンディングを実施し、効果的な利活用方法や課題を検証していくこととしております。

トライアル・サウンディングの期間中にたくさんの御意見を頂きたく、応募が多数あった場合は、使用期間ですとか使用場所等を応募者と協議しながら、可能な限り多くの方に利用していただきたいと考えております。

次に、カフェ等の光熱水費についてお答えいたします。

トライアル・サウンディング期間中は光熱水費を含め全て無料で使用していただくこととしております。その後につきましては、入居者から頂いた意見等を検証しながら、使用料や光熱水費を検討してまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） 今の答弁で多数になった場合は、できる限り応募頂いた方が、全員って言ったら何ですけども、何かしらの形でもってそこを利用できるように取り計らっていくということですね。お試し期間ですので、とてもそれはいいことだと思いますんで、ぜひそのような形で取り組んでいただければと思いますんでよろしく願いいたします。

それで（3）飲食について、さらに再質問していきますけれども。この質問した最大の目的といいますかね、それは2階の図書館エリアの部分、ここにありますが子供たちの広場みたいなどころがありますね。ここのところがどうなるのかってことが一番心配だったので質問したんですけども。

どういうことかと申し上げますとやっぱり小さいお子さん、乳幼児はですね、時々に応じて水分補給したり授乳、それからおやつ。軽い食べ物とか与える必要があると思う

んですよね。そうなった場合このエリアが、例えばですよ、先ほど言ったように飲食禁止となったら非常に不都合といいますかね、場所を移動しなきゃいけないので、この期間はどうなるのかなということが一点心配だったのでまず質問いたしました。この点に関してたしか、先ほどの答弁でこどもひろばは禁止っていうことでしたよね。

そうしますと、ピクニックコーナーがあります。そしてこの真ん中に廊下といいますかね、ホールみたいなってますけど、ここは可能なかどうか、それ確認します。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾） 先ほど申し上げましたように、図書館2階のこどもひろばでは飲食はできませんが、同じ階にあるピクニックコーナー、先ほどおっしゃったところですがけれども、ピクニックコーナーではペットボトルなどの蓋つきの飲物のほか、おにぎりやお弁当などの軽食を召し上がることができます。

加えて、その廊下的なところで、お休みになる椅子類が設置されておりますので、こちらでも飲物は可能となります。加えて、2階こどもひろば付近に、これは同じ休憩コーナーを設けております。それから、幼児飲料の自動販売機を設置する予定としておりますので、子供休憩コーナーのほか、見守りコーナーやピクニックコーナーにおいても、幼児飲料をお飲みいただくことが可能となっております。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） 今の答弁をお聞きしまして安心いたしました。本当にここは気を遣っていただきたいなと本当に思いますので、子供たちがですね、長い時間ゆっくりと保護者と一緒に過ごせるような、そういう空間にしていきたいなと思っておりますので。ぜひとも気兼ねなくですね、来ていただいて。極端なことを言えばですね、今これから冬は寒くなってまいりますし、夏はまた暑くなりますので、朝から晩までいれるような、そんな空間にぜひともつくっていただきたいなとこのように考えております。

ほかにも様々細かいところでもって、ここはペットボトルとかいいですよとかここは軽食はいいですよとかって様々あると思うんですけども、先ほど話を聞いてて、様々な答弁いただいたのでなかなかこう細かいところまで私のみ込みができなかったんですけども、もう一つ確認したいことがありますのでお願いしたいと思っておりますけども。飲食についてなんですけれども、共用エリア。先ほど飲食についてもう一度、どうだったのか、これをお答えいただきたいと思っております。

特にまた図書館とかですね、学習室、長く利用したりとか、極端な話そこを利用しなくてもですね、いい場所ができた。憩いの場だと、弁当持って遊びに行くかっていうところまでいかないまでもですね、夏場の暑い時期とか冬場の寒い時期、お弁当持ってそこに行って、少しゆったりしたいなと思う方もいらっしゃるかも分かりません。

ですからこの軽食、お弁当とかですね、食べれる範囲をもう一度ですね、お知らせ願えませんかね。

そこでもう一つさらにですね、その場合、支所エリアがあります。ここにですね、交流スペースがあります。この交流スペース、支所機能と一体となっておりますので、ここはやっぱり飲食は駄目なのではないでしょうか。この辺も確認したいと思っております。飲物だけとなるのでしょうか。そこら辺も確認したいと思っておりますのでお願いします。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾） 図書交流施設1階のカフェ、交流スペース、2階のラウンジ、3階の貸しオフィス付近の給湯コーナー。こちらの場所では、図書館ですとか施設の利用にかかわらず、外から持ち込んだ軽食等を召し上がることが可能となっております。

ただし、2階ラウンジ、丸く外が見える、駐車場のほうが見えるラウンジでは麺類やカレーライスなどの残り汁が発生するもの、臭いの強いものは御遠慮いただくこととし、おにぎり等の軽食のみを可能としております。

また、尾上総合支所の事務室付近については、手続等のために支所の窓口を利用する方の待合コーナーとなっておりますので、ここは蓋つきの飲物のみ飲用可能としております。

その図面の上のほうの交流スペースのほうでは飲食可能となっております。

いろいろとあの場所この場所と口で言って、図面があれば分かりやすい説明になろうかと思えますけれども、今後、来館者が一目で飲食の可否を判断できるように館内にイラストですとかピクトグラムなどを利用した分かりやすいサインを掲示して周知してまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） ぜひ来て見て分かる、こういうふうな図面の設置をですね、していただくということをお願いしたいと思えますし、事前に何か広報等でお知らせ等もまたお願いしたいと思っておりますので、この辺よろしく願いいたします。

この飲食とかあるとですね、本当にくつろいでゆっくりできますのでとても大事なものと考えております。ぜひとも、その方向でよろしく願いいたします。

続きまして蔵書について再質問いたします。漫画ですね。県内数か所私も見てまいりました。各図書館ともにコミック漫画は置いております。

その場所によってはですね、特別展示っていう形を取ったりとか、ヤングアダルトコーナーとして漫画をどんと置いてる図書館もありました。本の種類もですね、様々ありましてですね、青森県を題材とした漫画とか青森県出身作家の漫画とか、それから人気漫画など多種多様でした。ある図書館では、世界的人気のある漫画がアニメとなっております。原則コミック漫画を見たいということでもって、子供たちからたくさんのリクエストがあるんだっていう話も聞いておりました。

当市では、平川市出身の作家新挑限さんの平川市を舞台としたじいさんばあさん若返るがあります。昨年4月に原作のアニメが放送されたことに合わせて、HIRAKAWAスタンドの裏にアニメのイラストラッピングをしたりとか、また第23回ふるさと自慢わがまちCM大賞では、じいさんばあさん若返るをイメージして制作した当市のCMが大賞に選ばれるなど話題となりましたが、では実際にテレビアニメを見た人はどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。また原作の漫画を見た方もどれだけいらっしゃるのでしょうか。

そこでもって、平川市図書交流施設「よみまる」の開館に合わせて、じいさんばあさん若返るの原作漫画や作家新挑限さんのコミック漫画などを紹介する特別コーナーを設けてはいかがかと思えますけれども、お聞きします。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾） 当市出身の漫画家である新挑限さんの作品、じいさんばあさん若返るにつきましたは、現在平賀図書館で特別展示をしております。図書の選書、購入につきましたは、市内外の方に広く利用していただくため、限られた予算の中で両図書館が重複しないようにしております。尾上図書館で同じものを購入することは難しいため、御理解くださるようお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） 私も平賀図書館行って見てきました。しかしながら、図書の移動とかですね、貸出しとか、互いの図書館でもってこの融通は利かせることができるはずなんです。ですから、確かに平賀図書館でもやっていますけども、新たに施設ができるので、一つのトピックとしてですね、どんと打ち出してみるのとはとてもいいのではないかと思います。

先ほども中畑議員もおっしゃってましたけども、写真のスポットですね、こういうことも考えて、新しい施設の入り口に顔はめとかですね、そういうふうな形ですからそういうことも可能だと思いますので、これはですね、一つ新しく開館する施設ですので、大いに盛り上げていく。特にこの作家さんは、平川市の尾上地域の方だったと思っておりましたので、特にそこは強くお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか、もう一度お願いします。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾） 石田昭弘議員のただいまの御提案を参考にしながら検討してみたいと思います。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） ぜひよろしく願いいたします。ほかにもこの漫画に関してはですね、青森県出身の漫画家さん、たくさんいらっしゃるんですよ。作品もあります。例えば、石塚千尋さんのふらいんぐういっち。武井宏之さんのシャーマンキング。小山愛子さんの舞妓さんちのまかないさん。仁山溪太郎さんの津軽先輩の青森めじゃ飯！などたくさんありますので、ぜひとも漫画っていうふうなものをですね、一つの文化芸術の分野まで、今世界的には多くの方見ておりますので、このコーナーぜひとも新しい施設には設置していただければと思いますので、この漫画のコーナー化っていいですかね、漫画をそろえるっていうことを少し重点的に、今回してみたいかかと思っておりますけども、見解を伺いたいと思います。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾） 当市の図書館資料の収集ですとか選書に関してはですね、平川市図書館資料収集に関する方針ですとか、平川市図書館資料選定基準なるものがございまして、利用者のニーズや社会動向を考慮しながら、図書館の蔵書に偏りがなく、多様なジャンルやテーマの図書を購入しております。こちらの選定基準では漫画は基本的に選定しないこととしております。

とは言いながらも、地理や歴史、偉人の生涯などが分かりやすく楽しみながら学べるというメリットもございまして、歴史上の事実がゆがめられておらず、健全なものは選定できることとしております。

また漫画を小説化し、活字のみで出版されているものなども選定可能としておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） 少し時代に合わないような基準になっているような気がしてしょうがないですね。今の漫画に関しては、文科省のほうでもですね、また違う、どこでしたか、そういうふうな海外に打って出るような形でもって、非常に強く打ち出ししていますので、それは少しなあという感じがいたします。

先ほど紹介しましたですね、仁山溪太郎さんってありますけれども、この方はですね、小学校から絵を描くのが好きで、図書館に行って漫画コーナー、漫画をたくさん見たりとかそういうことをしながら、それを手本にして漫画を描いて、その結果ですね、漫画家になったという方なんですよ。

この方の作風がととてもすばらしいので、弘前市内の小・中学校の副読本として郷土の新聞人の先達である陸羯南さんのですね、偉人漫画も今作って、副読本としてやってるんですよ。

ですから漫画家になることも一つの子供たち。将来の夢ですので、ですからこの夢をかなえさせていただくお手伝いをするためにも図書館にですね、漫画を設置して多くの方に見てもらうのは本当によろしいんじゃないかなと思いますね。

私も漫画で育ったようなところもありますので、漫画は情報たくさんあります。漫画を通して、現在ではいろんなテレビのそういうふうなドラマとかも作られていますのでね。単なる漫画とは捉えないほうがよろしいかと思えますのでその基準規定、少し考えたほうがいいのかと私は思いますので、今後そこら辺の検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

分庁舎の新庁舎に関しては、当初からですね、3階までにぎわいのある場所にしてほしいということでありましたので、ぜひとも今回ですね、その方向でもって、1階から3階まで多くの方が集まってにぎやかでたくさんの方が交流できる、そんなすばらしい、愛称ありました「よみまる」にさせていただくように期待しておりますので、ぜひともお願ひいたします。

続きまして、項目2のほうに移らせていただきます。2 尾上地域福祉センター及び碓ヶ関地域福祉センターについて、3点質問させていただきます。

(1) レジオネラ属菌検出の経緯と原因及び対策について伺います。

尾上地域福祉センター男湯及び碓ヶ関地域福祉センター女湯でレジオネラ属菌が検出されたことにより、10月20日より約1か月間、事業停止となりました。そこで、利用停止となった経緯と基準を超えたレジオネラ属菌が検出された原因及び対策についてお知らせください。

(2) 施設・設備の老朽化について。レジオネラ属菌が検出されたことを受けて、尾上地域福祉センターと碓ヶ関地域福祉センターを視察してきました。両センターとも施設・設備の老朽化が著しく、中でも碓ヶ関地域福祉センターの浴槽は目を覆いたくなるような状態でした。市はこの状態を把握していたのでしょうか、伺います。

(3) 平川市公共施設個別管理計画第1期実施計画について。基準を超えたレジオネラ属菌検出によって、これまでもまた温泉の利用停止がありました。2017年2月に今は

廃止された高齢者ふれあいセンター。2022年8月に碓ヶ関温泉会館。2023年10月に同じく碓ヶ関温泉会館。中でも2022年8月の碓ヶ関温泉会館のケースは、市内医療機関よりレジオネラ肺炎患者1名発生の報告を受け、患者が温泉会館の利用者であったことから水質検査をしたところ、基準値を超えるレジオネラ属菌が確認され、温泉の利用を停止しています。

本来、清掃が徹底され適切に消毒してればレジオネラ属菌の発生を抑制することができるとされていますが、碓ヶ関温泉会館は2年続けて発生しました。

碓ヶ関温泉会館は建設から20年以上経過していることから、今年度、平川市公共施設個別管理計画第1期実施計画により、長寿命化を図るために大規模改修工事が行われていますが、当初の想定を上回る浴槽内部や地下ピット内配管の劣化や腐食が確認され、工期が2か月延長となりました。

レジオネラ属菌との発生の因果関係、これは分かりませんが、老朽化による劣化、腐食、漏水など、これは大きな問題だと言えます。そこで、平川市公共施設個別管理計画第1期実施計画によると、尾上地域福祉センター及び碓ヶ関地域福祉センターは、碓ヶ関温泉会館より古い築年数となっております。

尾上地域福祉センターは供用開始から34年経過、令和2年度に故障したボイラーを更新、今後も必要に応じて適切に修繕していくとあり、一方碓ヶ関地域福祉センターは供用開始から31年以上経過し、令和2年度に実施した基本調査に基づき、修繕、改築を実施し長寿命化を進めるとあります。

そこで、尾上地域福祉センターは必要に応じて適切に修繕、碓ヶ関地域福祉センターは長寿命化を進めると、計画における違いはあるのはなぜなのか。理由をまずお聞かせください。

また、碓ヶ関地域福祉センターの長寿命化、いつ頃目途としているのか、併せてお知らせくださいをお願いします。

○議長（石田隆芳議員） 市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（古川洋文） 尾上地域福祉センター及び碓ヶ関地域福祉センターについての御質問は、健康福祉部長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤 崇） 地域福祉センターは、地域の包括的な福祉サービスの拠点として、平成2年度より全国的に整備された施設です。当市では尾上地域福祉センターと碓ヶ関地域福祉センターを設置しております。

両施設とも、平川市社会福祉協議会を指定管理者として運営しており、提供するサービスの一環として温泉を利用しております。尾上地域福祉センターでは午前中にデイサービスで利用され、午後には一般の方へ無料開放しております。碓ヶ関地域福祉センターでは午前中にデイサービス、午後には介護予防事業において利用しており、一般開放はしていません。

御質問のレジオネラ属菌検出の経緯についてお答えいたします。レジオネラ属菌は県条例の規定により3か月ごとに検査を実施しており、今年度4月と7月の検査結果は基準値未満でありました。10月の検査結果では、尾上地域福祉センターの男湯、そして碓ヶ関地域福祉センターの女湯で基準値を超えるレジオネラ属菌が検出されました。

この結果を受けて、中南の保健所へ報告し、10月20日から温泉の利用を停止としたところでございます。

次に、原因と対策についてお答えします。レジオネラ属菌は、河川や土壌、温泉など自然界に広く存在する菌であり、36度前後で最も繁殖しやすいとされております。浴槽等に発生するぬめりが繁殖の要因の一つとされておりますが、両施設とも利用後、毎回清掃しており、保健所としても原因の特定は難しいだろうという所見でありました。

利用再開へ向けた対策としましては、原因が特定できないことから、保健所の立会いの下で温泉が供給される管や浴槽等を全て洗浄、消毒いたしました。その後、再検査を行い、数値が基準値を下回ったことから温泉の利用を再開したものでございます。

今後は、日常清掃のほかに、定期的に配管の洗浄も専門業者へ依頼し、再発防止に努めてまいります。

次に、施設・設備の老朽化の実態につきましては、議員御指摘の詳細部分までは把握しておりませんでしたので、今回のレジオネラ属菌の件及び議員からの御質問を受けて、改めて現場に行き確認してまいりました。

浴室内の黒く見える部分につきましては、カビ等の有害な汚れではないことを今回特別清掃を依頼した業者と確認はしております。原因としましては、温泉成分であるとか、それから消毒に使用している塩素系の洗剤による着色ではないかとのことであります。

一方、天井など浴室内の高い箇所につきましては、日常の清掃では行き届かない場所であり、議員御指摘のとおり汚れを確認しましたので、こちらについては特別清掃による対応を検討いたします。

最後に、公共施設個別管理計画についての御質問にお答えします。

平川市公共施設個別管理計画第1期実施計画は、令和元年度から令和8年度までの施設の更新、統廃合、長寿命化等の具体的な実施計画を定めたものです。本計画において、尾上地域福祉センターは一部設備の予防保全を行うこととしておりました。また、碓ヶ関地域福祉センターは改修の必要な箇所が複数に及んでいたことから、長寿命化を図る必要があると判断し、異なる記述となったものです。

なお、碓ヶ関地域福祉センターにおいては、設備の老朽化による不具合が予想以上に進んでいたことから必要な修繕や設備の更新・改修を前倒しで実施してきたところです。

これまで行った、そういった修繕等につきましては、外ですと庭園を撤去したことで駐車場を整備したこと。それから多目的利用室へのエアコンを設置、高圧ケーブルの更新、大型ボイラーの更新、洋式トイレへの改修等、こういったことを実施しております。

このように、様々な更新や改修を前倒しで行ったことから、現時点では計画に記載したような長寿命化のための大規模工事は計画しておりませんが、施設を安心して利用できるよう、今後も必要な修繕や改修を行って施設の維持を図ってまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） 先ほど2番目のほうですね、碓ヶ関地域福祉センターに関してなんですけども。この写真も撮っておりますけども、この浴槽の黒いところは、これは菌ではなかったということでしたよね。清掃における薬剤等を使って、それが経年でもって少しずつ沈殿して沈下して固まっていたって感じが捉えてよろしいんでし

ようか。その結果、なかなか掃除をしてもこれは拭い去ることができないと捉えてよろしいのか、そこを確認いたします。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤 崇） これにつきましては検査をした上での判断ではございませんが、まず浴槽は毎日お湯を抜いて清掃しているということ、また実際に触ってこすってみてもこの色落ちとかもなく、そういったところで清掃を担当した業者にも意見を聞いてみたところ、そういった回答を頂いたということから答弁したものです。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） それでも皆様この写真を見ていただければ結構だと思うんですけども、あまりにも汚れがひどくてですね。ちょっとこれは普通一般では考えられないような状況なんですね。ですから、業者の方これ落とせればいいんですけども、落とせない場合はこれ全部張り替え等する必要があるのではと私は考えていますけれども、そこまで方向としては進むような状況なんですかね、それはどうなんですかね。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤 崇） 現時点では先ほどもお答えしたとおりですね、汚れや、そういった有害なものではないと判断しておりますので、早急な修繕を要するものではないと考えております。

ただ一方で、答弁しましたが高い部分の汚れについては、こちらは落とす必要がありますので、そちらの対応をまいります。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） それではこの写真を使って少し説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず尾上地域福祉センターに関してなんですけれども、1枚目ですよ。見ていただければと思いますけれども、これまた浴槽全般に汚れています。様々な汚れが目立って浮き出しています。

これはなかなか落とせないような状況ですかね、カルキか何か水の関係とか石けん、洗剤とか様々なものが付着してるかどうかこれ分かりませんが、大分やっぱりこう、傷んでいる、汚れているような状況でした。

そしてまた、施設内もそうなんです、内装、壁カーペット。経年劣化が進んで大分傷んでいます。また、集会室ってありました。ここはですね、暖房はたしか温泉を回して空調で流してるんですけども、冷房設備がないんですよ。そしてまたこの機能訓練室とかも冷房施設がありませんでした。食堂もですね、大きな食堂があるんですけども、3分の1ぐらい厨房にしています。厨房のほうには冷房がありますけれども、皆さんが食べる場所には冷房がないんですね。ですから効かないんですよ。暑い状況の中でもって夏は食べてるということでした。

また廊下も、ホールもそうですけれども、冷房による空調が効かないので、非常に暑いと。特に西側の廊下をですね、夏場に浴槽からの湯気等入ってきて、物すごい暑い状況で大変だという話を聞いてきました。

またトイレに関しましては、和式がやはり多くてですね、介護サービス利用者がどうしても御年配の方なので足腰に負担が大きくて大変だと、このように訴えておりました。

ですからこの点は非常にですね、改善が必要なのではないかと思います。これがまず、一部ですよ、あくまでも一部なんですけども。

続きまして、碓ヶ関地域福祉センターなんですけども、これはまず私行って本当にびっくりしました。浴槽のこびりついた感じの黒い染みですね、これを見た瞬間に、本当にびっくりしました。ここまで傷んでいるのかと思うぐらいでした。

またこの湯口ですね。これもまた、非常にはっきり言えば汚い状況ですね。こびりついてしまって、先ほど言ったように、掃除してはもう落とせないような状況なのかなと思います。

ですから先ほどレジオネラ属菌の予防のために、管まで清掃したって言っておりましたけども、これももう本当この辺もしっかりと清掃していかなきゃいけないなというふうにして思っておりました。先ほど天井も言いましたけど天井もこれ、何かこう、ぼろぼろですよ。本当にぼろぼろ。このシャワーもですね、歯抜けのような状況になってました。

それからホールの方ですけども、これは皆さんカラーでいってますか白黒ですかね、カラーだとすぐ色が違うので分かるんですけども、張り替えしております。これはなぜこうなったかといいますとですね、お話を聞きましたところ、8月上旬に、2階調理室の配管が破損して大量の水が2階の調理室のほうから階段を伝って、流れ込んでホールが浸水したんだそうですよ。そしてこの浸水したところをですね、皆さんでもってカーペット剥いで、いろいろと掃除したりとか乾燥させたんですけどもなかなかうまくいかなくて張り替えになったと。ところがその張り替えに要した期間が3か月近くたった。11月やっこのような形になったというんですよ。

そしてここちょうど2階に診療所がありますので、この階段を通っていくんですけども、ここを使わないでほかの階段使ったという話も聞いてました。

また、電気関係も、水が流れてかぶってますので、ショートしたら大変なので、電気も一部使えなかったという話も聞いております。

大変な状況だったということで、いやこれはひどいなと私は行って見てびっくりした状況でした。

また玄関ありますけど、玄関に自動ドアの巻き込み防止のベルトポールがあります。義務ではないんですけども、御年配の方とか小さい方はドアが開いたとき指を挟んだりとかする可能性がありますので、義務ではないんですけども、安全策の規定があって、できる限り自動ドアのところにはですね、防護柵、これをつけなきゃいけないような規定もあるんだそうですよ。

それを自動ドアの点検業者から聞いて、すぐにはできないし工事もかかるし予算もかかるので、緊急に仮のベルトポールを設置してあるんだというんです。ただ、仮のベルトポールなんて、何かこう触るとすぐこう倒れてしまったりとか移動してしまうので、これはやってもらわないと危険なんだよなあって話をしておりました。

そしてまたトイレに関して、先ほどトイレ洋式化したと言ってましたけども、和式が多いと言ってました。ですから、尾上地域福祉センター同様ですね、洋式トイレに変えていく必要があるのではと思います。

ですから、両施設とも調べた結果としましてはですね、施設の老朽化、これが著しく

て、設備の更新もなかなか、先ほど言うておりましたけども、その場その場でもって対応していくような状況で、先行的にそこを直していくような状況ではないと思いますので、まだまだこれからこういう箇所が増えてくるのではと思って見てまいりました。

ですから、先ほど大規模改修、長期の改修は長寿命化しないというお話でしたけれども、これ当然私も理解できます。予算もかかりますし大変だと、これは理解できますけれども、このような状況を見た限りではですね、本当にこれは少し皆さん知恵出し合いながらですね、何とかここを改善するように取り組んでいく必要があるのではと思います。

また、この両施設はですね、災害時における指定避難所ないしは指定緊急避難所になっていますので、和式トイレから洋式化へと。それから冷房設備は、緊急にでもこれは設置するとか改修するとかが必要だと思いますので、いかがでしょうかね。この辺に関して市の見解を伺いたいと思います。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤 崇） トイレやエアコン等の改修についてお答えいたします。

両施設につきましては、これまでも利用者の多い部屋へのエアコン設置であるとか、トイレの洋式化を進めてきたところです。

ただ両施設は利用者の多くが高齢者であること、また、石田議員からありましたように指定避難所、指定緊急避難場所となっていることから、トイレの洋式化は高齢者や障害者、誰もが安心して使える環境を整えるために重要であり、全トイレの洋式化を検討したいと考えております。

次に冷房につきましては、廊下などを含めた施設全体への設置というのは、多大な維持費が必要となりますので、利用者が多い場所に限定してこれまで設置してきたところです。今後もその部分についてはですね、老朽化による不具合箇所も含めて修繕や改修等を実施しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） 今の答弁で、トイレに関してはできる限りこれから洋式化していくということで受け止めてよろしいでしょうかね。

冷房に関しては、多く集まる部屋とか、部分的なものになっていくということで、これもこれで考えてよろしいですかね。

そうなりますと先ほど言った機能訓練室ですね、それから食堂は必要だと思いますんで、この辺は考えていただきたいなと思いますし。あと集会施設ですね、広いところありますんで、ここは避難所として使用した場合、夏場は非常に厳しいと思いますんでここも必要だと思いますので。ぜひとも前向きにそこは検討していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これは行って話を聞いたんですけれども、このレジオネラ属菌に関してなんですけれども、今回ですね、この場所をですね、フロアを清掃してる年配の方がいました。年配の方が、行ったときに一生懸命頑張って清掃してあったんですよ。後でそのスタッフの方に聞いたところですね、この菌が発生したのは自分が原因かなあとかって言って、非常に心を痛めておりました。ですから、この状況を見る限りですね、その方は一生懸命頑張ってるけどやっぱり老朽化するのが一番の問題なのかなと思います。

そこに目に見えないもの、菌が付着して今回このようなことになったと思いますので、不具合のあるところ、老朽化した管とかは、できる限り交換していただきたいなと思います。御年配の方々の安全をですね、健康をぜひとも守っていただきたいなと思っております。

個別管理計画の7ページ、7維持管理、(2)にこのように書いてます。「安全の確保として、点検、診断等によって危険性が認められた場合、一時的な供用停止、応急措置等により、利用者の安全確保を最優先します。特に、多数の人が利用する施設は、緊急的、優先的に対策を講じます。」とこのようにあります。

今まさに尾上地域福祉センター及び碓ヶ関地域福祉センターは、多数の人が利用する施設として緊急的、優先的に対策を講じる必要があると考えますので、どうぞこの点を踏まえて、今後対応をよろしくお願いいたします。

以上で私の質問は終了します。ありがとうございます。

○議長（石田隆芳議員） 8番、石田昭弘議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次にお諮りします。

会期日程表のとおり、8日は常任委員会開催のため、9日から11日は議事整理のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、次の本会議は、12日、午前10時開議とします。

本日はこれをもって散会します。

午後3時37分 散会

2. 尾上地域福祉センター及び碓ヶ関地域福祉センターについて

(2)施設・設備の老朽化

■尾上地域福祉センター 2025.11.17(月)撮影

【男湯】

温泉供給湯口



浴槽



天井



洗い場



お湯の配管



【女湯】

温泉供給湯口



浴槽



浴槽拡大



天井



洗い場



【集会室】

固定の冷暖房器具ナシ



壁の劣化による汚れ

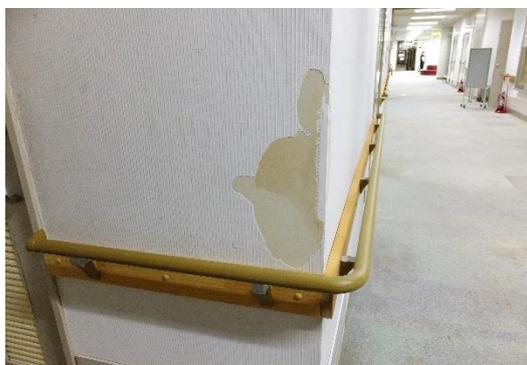


【ホール・廊下】

タイルカーペットの劣化と汚れ



壁紙の破損



天窓結露の汚れ



【玄関】

自動ドア巻込み防止柵ナシ



■ 碓ヶ関地域福祉センター 2025. 11. 15 (土) 撮影

【男 湯】

温泉供給湯口



浴槽



天井



洗い場



【女 湯】

温泉供給湯口



浴槽



浴槽拡大



天井



洗い場



【1階ホール】

タイルカーペット色違い



【正面玄関】

自動ドア巻込み防止ベルトポール

